

ウラン残土放射能汚染による 土地利用妨害排除の裁判 ——「榎本訴訟」第1審について——（その2）

片岡直樹

目次

- 1 はじめに
- 2 「榎本訴訟」第1審鳥取地裁判決の内容
（以上、26号。以下、本号）
- 3 「榎本訴訟」第1審裁判の審理過程と審理内容
- 4 おわりに

3 「榎本訴訟」第1審裁判の審理過程と審理内容

鳥取地裁判決は、前記2(2)のように争点を6つに整理した。裁判の審理過程で争点はどのように形成されていったのか。そして争点化された事項について、原告と被告はどのような主張立証を行ったのか。

原告は2000年12月1日に鳥取地方裁判所へ提訴した。2004年4月27日に口頭弁論が終結して²⁸⁾、同年9月7日に判決が言い渡された。鳥取地裁での3年4か月余りの審理過程で、原告は訴状と9つの準備書面を裁判所に提出し、一方被告は答弁書と12の準備書面を提出している。提出された証拠は、原告が1号証から73号証、被告が1号証から86号証だが、証拠には枝番がついたものもあるので、証拠書類は号証の数よりも多い。

当事者双方が裁判で提出した書面（訴状、答弁書、準備書面、申立書な

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)と証拠から、審理過程を分析し、そして審理内容とその特徴を明らかにする。なお本文で引用する証拠については、「第」と「号証」を省略して、甲1、乙1のように表記する。

(1) 「榎本訴訟」第1審裁判の審理過程

まず原告の訴状と、被告の答弁書から、裁判が始まったときの双方の主張内容を元に、争点事項を整理する。その上で、両当事者の裁判での主張・立証作業の経緯、そして主張と立証内容の概要を紹介する。

1) 原告の訴状での請求・主張

原告の訴状(2000年12月1日)での請求内容は4つである。以下にそれを紹介する。また訴状で本件訴訟を提起するに至る経緯を主張しているので、請求と関わる事項を紹介する。

①土地(第1土地)所有権に基づく土地の明渡し請求(土地返還請求)

原告は、フレコンバッグに収納されたウラン鉱石を含むウラン残土(「ウラン鉱石残土」。これは判決では「第1残土」。)を、原告所有の土地(判決では「第1土地」。)から撤去することを被告に求めた。これは、被告所有の「ウラン鉱石残土」(第1残土)が原告の土地を不法占拠しているとして、土地所有権に基づき撤去を求めるものである。(「訴状」の「請求の原因」第3、被告による本件フレコンバッグの放置による本件土地の不法占拠」参照。)

ここでは、フレコンバッグの表面線量に関する証拠(甲5)が示され、危険なフレコンバッグを、被告が何らの権限もなく、放置している、とする。この証拠書類は、「動燃人形峠環境技術センター」(これは被告の前身である動力炉・核燃料開発事業団の人形峠環境技術センターである。)が1993年から1994年にかけてフレコンバッグの表面線量を測定して、作成したものである。フレコンバッグの表面線量は、最大値が4.20マイク

ロシーベルト／時間、最小値が 0.17 マイクロシーベルト／時間、平均値が 0.70 マイクロシーベルト／時間となっている。これらの数値を年間に換算すると、一般人の年間許容線量の 1.5～36.8 倍になる、とする。またフレコンバッグの表面線量の最大値は、放射線管理区域の設定基準（15 ミリシーベルト／年）を上回っているとしている。

②ウラン残土（第 2 残土）による土地（第 1 土地）の利用妨害の排除請求

第二に、原告は、ウラン鉱帯部分を含む放射能を帯びた、野ざらしのままの残土（「本件ウラン残土」。なお判決では「第 2 残土」。）が、本件土地（判決では「第 1 土地」。）に隣接する土地に放置されていることによって、本件土地の利用が妨害されているとして、土地所有権に基づき妨害排除を請求した（「訴状」の「請求の原因」「第 4、被告によるウラン残土の放置—本件土地の利用に対する妨害」参照。）。

土地利用妨害の理由は、「本件ウラン残土」から放出されるラドン等の放射能による被曝の恐れから、「原告は、本件土地周辺に長時間滞在することはできず、本件土地の十全な利用を妨げられている。」と、土地周辺の放射能汚染を挙げ、2つの証拠を提出している。1つは、京都大学原子炉研究所の小出裕章氏作成の「方面地区における空气中ラドン濃度の分布と変遷」（甲 6）で、1990 年から 1998 年まで実施した 10 回の測定値が示されている。いま 1つは、動力炉・核燃料開発事業団が測定・作成した「方面地区堆積場の試験選別結果」（甲 13）で、1994 年 7 月 27 日の測定値（メッシュ測定の結果）が示されている。

③原告の精神的損害に対する慰謝料請求

第三に、原告は、人格権と土地所有権に対する被告の侵害による不法行為を理由として、原告の精神的損害に対する慰謝料として、100 万円の損害賠償を請求した（「訴状」の「請求の原因」「第 5、原告の被った精神的損害に対する慰謝料請求」参照。）。具体的な精神的被害は、「ラドン等の

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
放射能による健康被害などの恐怖に、長年の間、曝され続け、甚大な精神的苦痛を被った」こと（この放射能汚染の根拠証拠として、前記②の甲6と甲13）と、そして「フレコンバッグ及び本件ウラン残土」が本件土地に放置されているために土地の十全な使用を妨げられていることによる精神的苦痛とが、挙げられている。

なお精神的苦痛の背景事実として、原告ら「方面地区住民」が、被告に「フレコンバッグ及び本件ウラン残土」の早期撤去を長年に亘って要求し、被告も早期撤去を約束したのに現在に至るも撤去していないことが、説明されている。

④弁護士費用

第四に、原告が訴訟代理を依頼した3人の弁護士の費用（3名合計で60万円）が請求されている。これは2つの理由が挙げられている。1つは、本件事案の内容から「複数の弁護士による、複雑かつ専門的な訴訟活動が必要」であること、そしていま1つは、このような弁護士費用が発生することは「フレコンバッグ及び本件ウラン残土」を放置していることによる、被告の行為と相当因果関係のある損害であること²⁹⁾。

⑤訴訟に至る経緯

原告は訴状で、「請求の原因」に続いて、「本件訴訟に至る経緯」を述べている。上記の請求内容と関わる事項は、以下のようになる。

被告の前身である動燃の「さらに前身である「原子燃料公社」が、1958年から1963年まで、本件土地及び隣接する土地周辺において、ウランの探鉱、採鉱、選鉱を行い、それにより発生した「放射能を持つウラン鉱石混じりの土砂（「ウラン残土」）をそのまま本件土地を含む鉱山周辺土地に放置した。」こと。

1988年に、動燃（1967年発足し、原子燃料公社から鉱山の安全管理等の義務を承継した。）が、「ウラン残土を野ざらしのまま放置していることが、明らかとなり、社会問題となった。」後、「原告を含む方面地区住

民」は、ウラン残土の撤去を動燃に要望し、その後、1990年8月31日に、「原告の居住する東郷町方面地区自治会と動燃との間で、ウラン鉱帯にかかわる堆積量約3000m³の³⁰⁾堆積残土（堆積量について「覚書」文書で確認）について、全量撤去する旨の「撤去協定」が締結されたこと。

1993年11月から1994年3月までに、撤去を約束したウラン残土のうち、「特に放射能レベルの高い、貯鉱場跡地にあったウラン鉱石残土約290m³を」フレコンバッグ546体に収納し、本件土地上に仮置きした。さらに1994年5月から6月までに、「試験選別のために使用したウラン鉱石残土を」フレコンバッグ6体に収納し、これらも本件土地上に仮置きした。そして現在に至るも、「本件フレコンバッグを撤去せず、本件土地上に権限なく仮置きしたまま、放置している。」こと。一方、堆積残土3000m³から本件フレコンバッグに収納したウラン鉱石残土を除いた分の「本件ウラン残土」（判決の第2残土）も撤去せず、「本件土地の隣接土地上に放置している。」こと。

原告ら方面地区自治会の住民は、動燃が「撤去協定にも関わらず、」本件フレコンバッグと本件ウラン残土を撤去しないため、「長年の間、これらのウラン残土からの放射能による生命・身体・財産への危険性を感じて暮らしてきた。」こと。そして「原告は、熱心にウラン残土の撤去を求め、住民の中でも中心的に活動してきた。」こと。

1998年10月、動燃は、被告「核燃料サイクル開発機構」に移行し、動燃の撤去義務も被告が承継したが、その後も被告は本件フレコンバッグを本件土地に放置したまま撤去しないので、原告は、再三にわたり、被告に「フレコンバッグの撤去及び本件土地の明渡し、並びに本件ウラン残土の撤去を求めて申し入れを行い、万一、それが実現しなければ、自主撤去乃至法的手段に訴えて本件を解決せざるを得ない旨通告してきた」が、被告は具体的な撤去の時期を明示せず、未だに撤去していないこと。

以上の経緯から、本件訴訟に至ったのである、と原告は主張している。

2) 被告の答弁書での反論・主張

被告は答弁書(2001年1月16日³¹⁾)で、原告の上記請求に対して、次のように主張している。以下では原告の請求内容に対応させて、請求項目順に被告の主張をまとめる。

①フレコンバッグ放置による土地不法占拠に対する主張

原告の①の請求については、5つの主張がなされている(「請求の原因に対する認否」の「第3(被告による本件フレコンバッグの放置による本件土地の不法占拠)」参照。)

第1に、「本件土地」の位置がフレコンバッグの置かれている「保管場」という土地に該当するという原告の主張について争うとする。これは、原告が明渡しを求めている土地の位置は、フレコンバッグが置かれている土地の位置と異なるという主張である。そしてこの主張とともに、原告が主張する「本件土地の所在を現況図面上に隣地境を明示して明らかに」するように、求積明の申立をしている(答弁書の「被告の主張」の「第1求積明の申立」)。

第2に、置かれているフレコンバッグの数は、原告が主張する552体ではないとする。これは原告らがフレコンバッグ1つを堆積場の敷地外に搬出したからであるとする。

第3に、フレコンバッグ収納物も含めたウラン残土は、それが存在する方面捨石堆積場について、鉱山保安法に則り適正に管理しているのであって放置しているのではない、とする。そして同堆積場では定期的な放射線測定等を行っており、その測定結果は、鳥取県の放射能調査専門家会議で、自然放射能レベルの分布および変動範囲内であることが確認されているとする。

第4に、フレコンバッグの放射線の危険性について、原告の主張を否定する。まず、本件フレコンバッグが置かれている所は、「立入り制限されている敷地内」にあるので、放射線の管理区域における線量で考えるべ

きとする。そして管理区域での線量は、鉱山保安法等で 300 マイクロシーベルト／週と定められていて、週の労働時間は最大で 48 時間であるから、6.25 マイクロシーベルト／時が管理区域での線量である。フレコンバッグの表面線量の最大値 4.20 マイクロシーベルト／時は、この管理区域線量を超えないとする。さらに、管理区域での放射線量は「全身被ばくを想定していることから、これとフレコンバッグの表面の放射線量を比較することは不適当」であり、地表 1 メートル付近の放射線量で比較すべきと主張する。

第 5 に、原告が主張する、「権限なく」、本件フレコンバッグと本件ウラン残土を「放置」している点について、以下のように主張する。「放置」については、上記第 3 のように「適正かつ安全に管理している」とする。「権限なく」については、方面捨石堆積場敷地内の借地権限が切れている本件土地を含む土地（敷地全体の約 25%）については、1997 年 3 月 26 日に「方面区自治会長」から「方面地区の総意に基づき」、3 月 27 日以降、「借地契約が締結されるまで従来どおり動力炉・核燃料開発事業団（現在の核燃料サイクル開発機構---）の当該地区へ安全管理のための立入り及び機材の設置等を認める」との書面による承認を受けていることを「付言する」としている。

②ウラン残土による土地利用妨害に対する主張

被告は、ウラン残土（第 2 残土）が、原告が訴状に添付した「ウラン残土目録」に記載された土地に存置していることは認めるが、「野ざらしのまま放置している」のではなく、被告は適正に管理しているとする。これに加え、「当該地区では被告は選鉱を行っていない。」とする³²⁾。

土地の利用妨害の原因とされている放射能汚染については、甲 13 の結果は認めるとしたうえで、その結果は「地表面での値」であり、「被ばくの恐れ」については地表から 1 メートルの放射線量で評価すべきであるとする。これに加え、土地は立入り制限されていて、「原告は、本件土地

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2) がウラン残土の堆積場として立入り制限されていることを知悉した上で購入したとする(この主張は、次の③でも行われている)。

さらに被告は「答弁書」の「被告の主張」のところで、原告の所有権に基づく妨害排除請求が失当である根拠として、「方面区と被告の協定」について主張する(「第2 方面区と被告間の協定所定の条件の未成就」)。被告は「方面区」とウラン残土の撤去の協定を結んでいるところ、この撤去協定に基づくウラン残土の撤去請求訴訟が提訴されたが、協定には「関係自治体の協力を得て」という条件が付加されている。この条件の付加は「日本国民の原子力に関する特別の国民感情、これを受けての関係自治体の対応からして、撤去先の住民をはじめ関係自治体の協力(=容認)が得られなければ、ウラン残土を撤去することは不可能であるから」であると。その上で被告は、「方面区は、いわゆる権利能力なき社団であり、方面区の住民である原告は方面区の協定に拘束される」とし、原告がこの協定締結の「意思決定に参画している」ことも主張している。そして協定記載の以上の条件が成就していないことと³³⁾、原告がこの協定に拘束されることを理由として、所有権に基づく妨害排除請求は失当であると結論付ける。なお被告は、協定の文言を「条件」と解する主張を次の③でもしている。

③原告の精神的損害に対する主張

被告の主張は3点からなる(「請求の原因に対する認否」の「第5(原告の被った精神的損害に対する慰謝料請求)」の「5」「6」「7」の項目を参照。)

第1に、フレコンバッグと本件ウラン残土の撤去については、被告と東郷町方面地区自治会区長が1990年8月31日に締結した撤去の協定で「ウラン残土の撤去については「関係自治体の協力を得て」との条件がついているところ、この条件が充たされないため、被告は撤去できないでいる」とする。

第2に、放射能による健康被害の恐怖については、2つのことを主張する。まず、鉱山保安法に則り被告は、ウラン残土は適正かつ安全に管理していること。次に、放射能による健康被害を否定する根拠を2つ主張する。1つは、本件ウラン残土については、中国四国鉱山保安監督部が1988年10月に「総点検の結果、人の健康または生活環境に悪影響を及ぼす恐れはないものと考えられる」とされたこと。もう1つは、鳥取県が1990年6月に県内全戸に配布した「ウラン残土堆積場問題について」の中で、県が実施した周辺地域の健康診断の結果、「放射能の影響を疑わせる事例は認められない」とされていること。以上の2点から、原告が主張する「ラドン等の放射能による健康被害による恐怖」は科学的に理由がないとする。

第3に、原告は、「前述のとおり方面捨石堆積場がウラン残土の堆積場として立入り制限されている土地であることを熟知した上で本件土地を購入したものであり」、原告の主張は「後述のとおり権利の濫用」であるとす。この「後述」は、答弁書の「被告の主張」の「第3 権利濫用」の記述である。これについては項目を改め、以下の⑥で紹介する。

④弁護士費用について

これについては、被告は原告の主張について「いずれも不知もしくは争う。」とするだけである。

⑤訴訟に至る経緯について

被告は、答弁書の「本件訴訟に至る経緯に対する認否」で、原告が訴状で主張した「本件訴訟に至る経緯」に対して、特に、ウラン残土の放置について否認し、以下のように主張している。

第1に、原子燃料公社は、ウラン鉱床の探鉱開発事業を行うために、昭和33年に土地等の所有者と土地の使用期間を20年間とする土地使用等の契約を締結したが、この契約書では「土地の返還にあたっては、その形状を変更した場合も原状回復をしないこと」とされており、昭和53年に土地使用契約の期間満了で「ウラン鉱床の探鉱と採掘に伴い生じた土

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
砂・岩石（ウラン残土）はそのまま同契約に従い原状回復せずに土地を返還したもので、昭和33年以降現在まで、鉱山保安法に則り適正かつ安全にウラン残土を管理してきている。」とする。

第2に、上記③の主張と同じく、被告と東郷町方面地区自治会区長との間で締結された撤去協定（1990年8月31日）が、「関係自治体の協力を得て」という条件がついているが、この条件が充たされないために、撤去できないでいるとする。

⑥権利濫用の主張

被告は、答弁書の「被告の主張」の「第3 権利濫用」で、「本件訴訟は権利の濫用であるから、原告の請求は棄却されるべき」とし、その根拠を以下のように主張する。

原告は、「本件土地が平成2年以降、ウラン残土の堆積場として立入り制限されている土地であると熟知しており」、また被告が「本件土地の管理を任されていることも承知」していて、1999年に本件土地を購入したこと。以上から、原告は「本件土地の現状を知悉した上で、被告に対する明渡請求を意図して購入した」のであり、したがって本件訴訟は権利の濫用になるとする。

3) 裁判での争点事項と双方の主張立証の過程

鳥取地裁判決は争点を6つに整理したが、原告の訴状での請求・主張と、被告の答弁書での反論・主張からは、判決が整理した争点のうち5つの内容が当事者から出されていたことが分かる。判決の2番目の争点「ウラン残土は被告の所有か」（前記2(2)2))は、裁判の当初の段階では出されていない。このウラン残土（第1残土と第2残土）の所有が争点化したことは、以下の②で紹介する。

さて以下では、上記の原告請求内容の項目において争点化した事項と、その争点事項に関する双方の主張・立証の過程を紹介する。なお主張・立

証の具体的な内容は項を改めて(2)で紹介することにし、主張・立証の経緯を紹介する。双方の提出書類については、すべてではないが(原告の陳述書や被告の上申書などは記載していない。)、次ページの別表を参照されたい。

①土地返還請求における土地位置の争点化と主張立証作業

原告は、本件土地(第1土地)の所有権に基づく土地の明渡しを請求したが、これは、被告が権限もなくその所有するフレコンバッグを放置して本件土地を不法に占拠しているもので、しかもそのフレコンバッグに詰められたウラン残土(第1残土)は放射線量の高い危険なものであるという主張であった。被告は、これらの主張すべてに対して反論をしたほか、フレコンバッグが置かれている土地は原告が主張する本件土地とは異なることを主張した。これにより裁判では土地の位置が争点化し、判決はこれを争点の第1として、第1残土は第1土地の上ではなく、第2土地とその他の土地の上にあると判断した。

被告は答弁書で、土地の位置について原告の主張について争うとし、求釈明(前記(1)2)①)を行った。そして2番目の準備書面(2001年7月24日)で本件土地と第1残土が置かれている土地が異なるとして原告の主張を否認し、その後、土地の位置に関して6つの準備書面(2001年9月20日、12月27日、2002年2月12日、3月11日、8月9日、2004年4月27日)で主張した。このほか「人証の申出」(2002年9月3日)と「検証申出書」(2003年1月16日)を提出している。被告が提出した答弁書と準備書面は13通だが、そのうち8通の書面で土地位置を取り上げている。被告の最後の準備書面は、土地位置の確定根拠として主張している事実と、その根拠となる証拠の提示となっている。

これに対して、原告は、最初の準備書面(2001年3月23日)で土地の範囲を示し、土地の位置に関して、「求釈明申立書」(2001年8月10日)、そして2つの準備書面(2001年10月29日と2002年6月18日)、

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)

別表 原告と被告が提出した書面とその要点

年月日	原告	被告
2000年12月 1日	訴状 (内容は本文に記述)	
2001年 1月16日		答弁書 (内容は本文に記述)
3月23日	準備書面: 土地の範囲、撤去協定の拘束力、権利濫用	
3月27日		準備書面: 撤去協定の「条件」
7月24日		準備書面: 土地の範囲、撤去協定の拘束力、権利濫用
8月10日	求釈明申立書: 土地図面求釈明など	
9月20日		準備書面: 土地図面釈明不要など
10月29日	準備書面: 土地位置	
12月27日		準備書面: 土地位置
2002年 2月12日		準備書面: 土地位置
3月11日		準備書面: 土地位置根拠への求釈明
6月17日	準備書面: ウラン第2残土目録訂正	
6月18日	準備書面: 土地位置	
8月 9日		準備書面: 土地位置
9月 3日		人証の申出: 土地位置
10月16日	証拠申出書: 土地位置、放射能汚染(ウラン残土の危険性)	
10月16日	検証申立書: 土地位置	
2003年 1月15日	準備書面: 第2土地取得	
1月16日		検証申出書: 土地位置
7月 9日		準備書面: 放射能汚染(捨石(ウラン残土)の堆積場の設置・管理・安全確認、原告側意見書(甲61)への反論)
11月25日	請求の趣旨変更(追加)の申立書: 予備的請求(第2土地明渡)	
11月25日	準備書面: 放射能汚染(ウラン残土(捨石)の堆積場の実情・危険性、生命・健康への影響)、土地の不法占拠	準備書面: ウラン残土の所有権(附合)、権利濫用、放射能汚染(原告側再意見書(甲64)への反論)
12月29日		準備書面: 放射能汚染(ウラン残土堆積場の実情、健康影響など)、請求追加への異議、敷地と立入り制限
2004年 2月20日	準備書面: ウラン残土の所有権(附合)、権利濫用	
2月20日	準備書面: 堆積場管理の法的根拠	
3月31日		準備書面: ウラン残土の所有権(附合)、権利濫用、堆積場管理の法的根拠
4月27日	準備書面: 堆積場管理の法的根拠	準備書面: 土地位置

さらに「証拠申出書」と「検証申立書」(2002年10月16日)を提出した。原告が提出した準備書面は9通だが、そのうち3通で土地位置に関して主張を行っている。

以上のように、土地の位置確定が裁判での重要な争点となり³⁴⁾、主張立証作業の大きな部分を占めた。この争点における具体的な論点は、双方が提出した土地位置を示す図面の合理性と、土地位置判断の基準点であり、これらに関する証拠は多数提出されている。原告は41、被告は38の証拠を提出している。

②土地返還請求におけるウラン残土(存置物)の所有権と存置行為の争点化と主張立証作業

判決が2番目の争点として整理した「ウラン残土は被告の所有か」(前記2(2)2)は、被告の答弁書では主張されていなかった。このウラン残土(第1残土と第2残土)の所有という争点事項は、被告が2003年11月25日の準備書面で主張したものであり、提訴以来3年近くが過ぎ、口頭弁論終結(2004年4月27日)まで5か月という時点で争点化されたのである³⁵⁾。被告は同準備書面で、附合によってウラン残土(第1残土、第2残土)は土地所有者の所有となっている主張した。これに対して原告は、準備書面(2004年2月20日)で被告の主張を3つに整理して反論を行っているが、原告の主張はこの準備書面のみである。そしてこの原告準備書面に対して、被告は準備書面(2004年3月31日)で反論・主張して、終わっている。附合に関する証拠は、双方とも提出していない。

ところで土地利用妨害の排除請求では、被告のウラン残土の存置行為が最初に争点化している。原告は、被告によるウラン残土の放置によって土地が不法占拠されていると主張したのに対して、被告は答弁書で、ウラン残土は放置しているのではなく、適正に管理していることと、存置を続けることの正当性(撤去協定の内容など)を主張した。原告は4通の準備書面(2001年3月23日、2003年11月25日、2004年2月20日、4

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
月27日)で主張を行い、一方被告は5通の準備書面(2001年3月27日、
7月24日、2003年7月9日、12月29日、2004年3月31日)で主張
を行っている。原告提出の証拠は17で、被告提出の証拠は39である。
以上の主張立証は審理過程のかなりの部分を占めたが、判決では争点の4
番目(撤去協定による拘束)、そして5番目(権利濫用)に整理されて判
断されている。以下の④と⑤でこれらについて紹介する。

③ウラン残土(第1、第2)の放射能汚染による影響の争点化と主張立証作業

ウラン残土による放射能汚染に関しては、原告は請求内容の複数の項目
で主張している。原告は訴状で、第1土地に隣接する土地に置かれてい
るウラン残土(第2残土)によって第1土地の利用が妨害されているが、
それは第2残土の放射能汚染によるものであると主張した。また原告は、
第1土地への第1残土による放射能汚染についても主張しているが、こ
れは土地明渡しの対象物(フレコンバッグ詰め残土)が有する危険性につ
いての主張だった。ところで被告は、①で見たように、第1残土が置か
れている土地の位置について争ったので、第1残土の置かれている土地
が第1土地以外である場合には、第1残土による第1土地の利用妨害は、
第2残土の場合と同様に、隣接する土地にあるウラン残土の放射能汚染
による影響ということになる。土地利用妨害のほかに、第1残土と第2
残土の両者による放射能汚染による健康被害の恐怖について、精神的損害
に対する慰謝料の賠償請求のところで原告は主張した。これに対して被告
は、ウラン残土による放射能汚染について、その危険性(健康への影響)
を否定したので、放射能汚染による影響が争点化した。

原告は、証拠申出書(2002年10月16日)で、本件ウラン残土の危険
性を立証するための証人申請を行った。これに対して裁判所は、訴訟進行
協議で、原告側証人に意見書を提出することを求めた³⁶⁾。以後、原告・被
告双方は、放射能汚染に関して研究者の意見書を提出して立証を行ってい

る。原告が提出した意見書は、甲61（2003年3月12日）、甲64（同年9月18日）、甲67（同年12月22日）、甲68（2004年2月20日）の4通である。これに対して被告は原告意見書への反論として、甲61について乙50（2003年7月9日）、甲64について乙67（同年11月25日）、甲67について乙68（2004年2月9日）の3通の意見書を提出した。なお意見書以外に、ウラン残土の危険性に関して原告が提出した証拠は5で、一方被告は26である。被告は、答弁書での主張の後、原告が提出した意見書に対して、反論の意見書（乙50と乙67）と共に準備書面（2003年7月9日、同年11月25日）を提出している。

原告は、放射能汚染について訴状で主張した後、上記意見書の他には、ウラン残土の危険性と健康への影響については、準備書面（2003年11月25日）1通で主張しただけである。一方被告は、この原告の主張に対して、準備書面（2003年12月29日）でウラン残土放射能汚染による健康影響を否定する主張を行っている。判決では、原告の精神的損害を争点の6として判断したが、原告の精神的損害の理由としての放射能汚染による健康影響に関しては、原告・被告とも、ここに挙げた準備書面1通で主張したのである。なお被告は、ウラン残土の危険性を否定する主張を、他に2つの準備書面で行っている（別表参照）。

④ウラン残土撤去協定の原告への拘束力の争点化と主張立証作業

被告は答弁書で、方面区自治会と被告の間で締結された撤去協定に原告が拘束されることを主張した（前記2）②）。答弁書では、原告の精神的損害の理由に関する主張のところで、被告がウラン残土（第1残土と第2残土）を撤去していないのは、「撤去協定」に定められている約束内容（「関係自治体の協力を得て」撤去するとしている文言は条件であるとする。）が実現していないためであるとした。そして答弁書の「被告の主張」で、撤去協定の条件未成就と原告が撤去協定に拘束されるとして、原告の所有権に基づく妨害排除請求は失当と主張した。

原告は、被告の撤去協定の拘束力に関する主張に対して、準備書面(2001年3月23日)で反論し、本件は撤去協定に基づく請求ではないこと、および撤去協定の文言が条件であるとする被告主張への反論などを行っている。一方被告は、準備書面(2001年3月27日、同年7月24日)で撤去協定の文言が「条件」であるという解釈と、そして原告が方面区の構成員であるために拘束されることを主張したほか、原告の権利濫用の根拠として撤去協定に原告が関与していた事実を主張している。被告はこれら準備書面での主張を裏付けるべく「撤去協定」に関する証拠を26提出している。以上のほかには、撤去協定の拘束に関する主張立証は行われていない。

⑤権利濫用の争点化と主張立証作業

被告は、答弁書で原告が本件土地(第1土地)の現状を知ったうえで、明渡し請求を意図して購入したことを根拠に、本件訴訟は権利の濫用になると主張した(前記2)⑥)。ここでの土地の現状とは、本件土地が1990年からウラン残土の堆積場として立入り制限されていること、そして本件土地は被告が管理を任されていること、の2つである。これに対して原告は、準備書面(2001年3月23日)で反論し、証拠を11提出した。一方被告は、準備書面(2001年7月24日、2003年11月25日)で原告の反論に対する反論・主張を行った。

この後、原告が請求の趣旨変更(追加)の申立(第2土地の明渡し請求)を行ったことに対して、被告は準備書面(2003年12月29日)で請求追加への異議を申し立て、「第2土地」の取得とその土地の所有権に基づく請求は、被告に対する害意に基づくもので、権利濫用であると主張した。2つの土地の所有権に基づく請求が権利濫用の争点となった後、原告は準備書面(2004年2月20日)と証拠2つを提出し、一方被告は、準備書面(2004年3月31日)を提出している。

⑥精神的損害の原因の争点化と主張立証作業

原告は訴状で、慰謝料請求の根拠について、放射能汚染による健康被害への恐怖という精神的損害と、放射能汚染によって土地利用が妨害されていることによる精神的損害との2つを主張した。

ところで精神的損害の原因として放射能汚染が争点化したことについては、上記③で取り上げたが、そこでは放射能汚染による健康被害については、原告・被告双方とも意見書を提出して主張を行っていることを紹介した。一方、土地利用妨害については、放射能汚染の危険性が争点事項となっていたので、原告の土地利用妨害で受ける精神的損害の内容については、直接取り上げられず、権利濫用との関係で主張立証が行われている。被告は、準備書面（2011年7月24日）で原告の土地取得は使用・収益を目的としたものではないと主張したが、これに対して原告は、準備書面（2004年2月20日）で土地の利用目的について主張した。そして被告は、準備書面（2004年3月31日）で原告が主張する土地の利用目的については証明がなされていないと主張した。

4) まとめ

判決の争点整理に沿って、原告と被告の主張立証の過程を紹介してきた。双方の準備書面の数、そして証拠提出数から考えると、当事者が重視していた争点事項は、以下のようになる。

第1に、ウラン残土（第1残土）が占有している土地の位置である（前記3）①。被告は土地位置を争点とし、土地境界の立証に重点を置いた。原告もこれに対応すべく、多数の証拠提出を行っている。これは、土地所有権に基づき、土地を占拠している物の撤去によって土地を明渡すことを被告に求めるという請求内容からは、当然だったのかもしれない。裁判は、土地の境界確定訴訟という側面を持つことになったと言える。この争点、すなわち鉱物資源（ウラン）採鉱のために利用された山間の傾斜地での土

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
地位置確定について、裁判の審理内容がどのようなものであったのかは、次の(2)1)で検討する。

第2に、被告がウラン残土を置いている行為(土地占拠)の正当性である(前記3)②後段)。これは、被告のウラン残土放置によって土地利用を妨害されているという原告の主張に対して、被告が反論し、放置ではなく存置しているとして土地占拠(存置行為)の正当性を主張したことで争点化した。その後、ウラン残土の土地への附合を被告が主張したことで(前記3)②前段)、妨害排除請求の争点は、被告の妨害行為の有無から、附合による所有権の帰属(請求相手が誰か)へと移ってしまっている。

判決では、土地占拠の正当性の争点は、占拠行為継続の理由である「撤去協定」の内容と同協定の原告への拘束力という争点(前記3)④)と、被告の行為と土地管理の現状を知った上での原告の請求が権利濫用に該当するかという争点(前記3)⑤)に整理され、原告の請求行為の可否判断の事由として検討されることになった。これら3つの争点に関する審理内容については、次の(2)2)で検討する。

第3に、ウラン残土の放射能汚染による原告の権利に対する侵害である。これは原告が所有する土地の利用妨害という争点(前記3)③)と、精神的損害という争点(前記3)⑥)の、2つの争点になるが、いずれも放射能汚染の危険性が権利侵害の前提事実となり、危険性の有無が争点の中心となっている。審理過程では、土地の利用妨害の原因として、放射能汚染による人の生命・健康への危険性について、立証の重点が置かれ、原告・被告双方から専門家の意見書提出が繰り返された。放射能汚染の危険性については、次の(2)3)で検討する。

準備書面での主張立証の経過からは、裁判での審理過程の前半は土地位置に関して重点が置かれ、後半は放射能汚染に重点が置かれたと言える。

(2) 「榎本訴訟」第1審裁判の審理内容

以下では、裁判で審理対象となった原告と被告双方の主張立証内容を、準備書面と証拠を中心にまとめ、審理内容を整理することにする。そしてこれらの内容を、判決での判断内容および引証と突き合わせて、裁判所が重視したと考えられる重要事項を指摘することにする。

1) 第1残土が占有している土地位置

土地位置の確定に関して、原告被告双方の主張内容と、その立証のために提出した証拠は多数に上る。誌面の関係ですべてを紹介することはできないので、主張立証の重要なポイントを2つ取り上げることにする。

①土地位置に関する図面

裁判の審理では、土地位置確定のために双方が作成・提出した方面区堆積場の図面の比較作業が行われたが、その作成手法が焦点となっている。

ア) 原告と被告の主張内容

原告は、被告の答弁書での求釈明（本件土地を現況図面上に隣地境を明示して示すこと）に対して、準備書面（2001年3月23日）で土地位置を示し、証拠として、現地で測量した測量図、測量図を公図と重ね合わせて作成した現況平面図、現地の写真、図面作成者の説明書、原告本人の陳述書、方面区住民による証明書などを提出している。これらの証拠では、土地位置判断の根拠として、公図の赤道（国有里道）と境界標（シデの木、夫婦松、石の祠）が取り上げられているが、境界標については原告本人の記憶が元になっている。

これに対して被告は準備書面（2001年7月24日）で、国有里道（公図の赤道）の位置を基準としての土地位置確定を主張した。被告は、1991年4月24日付の「国有財産境界確定協議書」（以下、1991年「協議書」と略す。）に添付されている実測図の国有里道の形状を現在の形状とし、それと公図上の形状とを照合させながら周辺の土地境界を確定する

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
という方法で土地家屋調査士が作成した照合図を、証拠として提出した。
この1991年「協議書」と添付図面は、被告が関係地権者から捨石の堆積場として土地を借り上げる際に、借り上げ面積の確定のために、地権者・方面区等関係者の現地立会に基づいて作成したものであるとし、その作成に当たった土地家屋調査士の報告書を証拠として提出している。被告は、国有里道の形状が公図と異なることは、1991年「協議書」で確定しているとして、原告が公図の赤道を土地位置確定に使っていることは間違いであると主張している。これに加えて、原告主張の境界標についても疑問を述べている。

ところで原告は、被告に対して、以下のような土地に関する関係図面の提出を求めている。1950年代初めのウラン探鉱・採鉱時からウラン残土発覚後の現況道設置までの期間の、旧作業道の図面（求釈明申立書2001年8月10日）。そして1990年12月27日付「土地一時使用にかかわる確認書」の物件目録に記載された地積を求めるにあたって根拠とした図面と、この「確認書」の中にある「既借地部分」に関する図面（準備書面2002年6月18日）。被告は、これらの図面請求に応じなかった。被告は、前者については本件訴訟とは関係ないとして釈明不要とし（準備書面2001年9月20日）、後者については地積算定の仕方についての釈明を行うだけで、図面は本件訴訟とは関係ないとして釈明不要とした（準備書面2002年8月9日）。

イ) 判決の判断

判決は、被告が提出した1991年「協議書」添付の実測図を肯定的に評価し、被告の図面作成方法について合理的であると判断している（前記2(2)1参照）。判決文での引証は、被告の作成図面（乙48。2003年7月9日提出）と、作成手法に関する土地家屋調査士の報告書（乙26。2001年7月24日提出）である。1991年「協議書」は乙25-2であり、判決文ではこの乙号証の番号は明示されていないが、この「協議

書」に添付された実測図については「原告等の立会いの下で作成された図面」で、「国有里道の形状を示すものとして信用性が高」としている（前記2(2)1参照）。1991年「協議書」は、鳥取県倉吉土木事務所など公的機関が関与して、方面区長と締結したものであり、これは国有里道と他の土地の境界確定のために、公的機関の職員と土地所有者等が、現場で立会の上、被告証人の土地家屋調査士が実測図を作成したという経緯が、被告から主張立証されている（準備書面2001年12月27日）。判決は、この被告主張を受け入れたと考えられる。なお被告は、最終準備書面（2004年4月27日）で、この境界確定に原告らが現場立会をしたことについて主張をし、当時の被告の記録書類（「方面対応記録」など）と、現場立会日当の原告らの領収書を証拠として提出している。これらの被告主張の事実、土地位置確定のための図面の審理全体のなかで、国有里道という道路部分の図面での位置判断に関しては、重要な評価対象となったと考えられる。

②土地境界を示す境界標

土地位置を示す図面の正しさについては、土地境界を示す境界標が、もう一つの争点となった。

ア)原告と被告の主張内容

原告は、本件土地の位置を示すために、図面内の土地の地番境界の基準点として、夫婦松、シデの木、アスナロの木を挙げ、地域の慣習として境界木が使用されていることを主張した（準備書面2001年10月29日）。また夫婦松の株元に石の祠があったが、その祠跡の巨石が現存していると主張し、その現場写真などを証拠として提出した。

これに対して被告は、境界標としての境界木について否定する主張を行った（準備書面2001年12月27日）が、これは土地家屋調査士の「意見書」（乙32の1）の内容に沿ったものとなっている。夫婦松については、原告が主張する地番の土地に存在する根拠が示されていないとし、また夫

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
婦松および祠跡と山道との位置関係に関して、自分の所有地にあったとする住民の「陳述書」(乙36)を夫婦松と祠跡がある土地地番の根拠証拠として提出している。シデの木については、東郷町周辺ではそれを境界木として植えるという話を聞いたことがないという、鳥取県林業課の元職員(退職まで約40年在職)の「陳述書」(乙33の1)を証拠として提出している。なおこの「陳述書」では、「通常はアスナロ、ヒノキ」が境界木として植えられる、とされている。アスナロの木については、現地に複数の大小のものが無数にあり、自生のものもあると主張し、どのアスナロを境界木として特定できるか疑問であるとした。

これに対して、原告は反論している(準備書面2002年6月18日)。シデの木と夫婦松については、原告本人の「陳述書」(甲47)が証拠として提出されている。また夫婦松については、被告が提出した「陳述書」(乙36)の住民の証言を記載した陳述書(甲46)が提出され、甲47の原告本人の「陳述書」で述べている夫婦松の所在地番との整合性があるとされている。アスナロの木については、土地の境界木として植栽したとする住民の「陳述書」が3通、証拠として提出されている。

イ) 判決の判断

判決は、被告が提出した証拠(乙32から乙36)を引証し、原告が主張した上記3つの基準点には疑問があると判断した(前記2(2)1参照)。判決は、3つの基準点について、個別の判断を示していない。シデの木については、原告本人の「陳述書」の他には、学者・弁護士が執筆した本(甲36)³⁷⁾が原告から提出されただけである。判決が引証した被告側証拠のうち乙33(枝番1から3の、3つの証拠)と乙34は、シデの木が境界木でないことについて、上記のように鳥取県林業課の元職員の「陳述書」のほか、被告が東郷財産区区長、そして本件土地の隣接地の住民へ行った聞き取り記録である。アスナロについては、判決の引証からは土地家屋調査士の「意見書」(乙32の1)が評価されたと考えられる。夫

婦松については、以下で取り上げる³⁸⁾。

判決では、原告が自然災害等によって地形が大きく変動したと主張したのに、夫婦松等の位置が変化していないという主張は合理性がなく、上記事実を認めるに足る証拠もない、としていた（前記2(2)1)参照）。夫婦松については、原告と被告双方が、それぞれ同じ住民の証言（「陳述書」）を提出しているが、それ以外に夫婦松の所在地に関する証拠は提出されていない。裁判所の最後の口頭弁論期日（2004年7月27日）では、原告本人尋問が行われている。そこでは、被告弁護士から水害による地形変化と夫婦松の位置についての質問が行われているほか、裁判官が夫婦松の位置について質問をしている。裁判官は、「旧赤道」が現況道に変わった原因は、大災害なのか、それとも日々の日常的な必要に応じて変わっていったのかを質問し、それへの原告本人の回答を得た後、今度は、裁判長が「赤線里道」がどこにあったかという正確なことは、分からないということですか、と質問している。これに対して明確な回答はない。裁判長は、最後の質問で、「夫婦松だけが残って、道がなくなってしまうということはあるのでしょうか。」と尋ねているが、これについても直接的な回答はなされていない³⁹⁾。判決の上記判断は、最後の口頭弁論期日での尋問内容が反映していると考えられる。

2) 被告によるウラン残土を置いている行為の正当性

被告がウラン残土を置いていることの正当性が争点となっていたが、前記(1)4)のように3つの争点事項に移っている。以下、これらの争点事項について見ていくことにする。そして最後に、これら争点事項の中では取り上げられなかった、原告被告双方の主張を紹介することにする。

①土地との附合とウラン残土の所有権

ア) 被告と原告の主張内容

被告は、準備書面（2003年7月9日）で「方面捨石たい積場の設置の

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2) 経緯」について主張し、捨石の捨石たい積場への保管と、ウラン鉱床の調査のための借地契約の内容が取り上げられている。まず鉱山で掘り出された岩石・土砂が、鉱石と捨石とに分けられるとし、その違いを主張している。鉱石は「経済的に採算が取れる程度に有用な鉱物を多く含む岩石」で、一方、捨石は「鉱床にたどり着くまでに掘り出される岩石、土砂、及び鉱石よりも有用鉱物の含有量が少ないもの」とする。その上で、捨石は坑口付近に堆積したが、これは当時の鉱山保安法で定められた方法に則って行ったものであるとする。次に、昭和33年8月に締結された借地契約では、「土地の原状復帰は行わないこと」が明記されていたとする。

以上の設置経緯についての主張を前提として、被告は準備書面(2003年11月25日)で、ウラン残土の所有について、以下の3つの主張をしている。借地契約の「返還に当たっては、原状回復なきざるものとする」により、昭和53年に契約期間満了となって、土地の返還とともに本件ウラン残土は土地所有者の所有となったという主張。これに加え、昭和53年以後、約10年間、「本件ウラン残土に関しては、何らの紛争もなく、平穏に土地所有者の所有と占有の下にあったという主張。そしてこの主張に続けて被告は、「仮に、この契約条項を考慮しないとしても、本件ウラン残土は、その発生以来、たい積場の土地との間に附合関係を生じており、土地所有者の所有に属するものと解される」と主張した。

原告は、以上の3つの被告の主張に対して、以下のように反論を行っている(準備書面2004年2月20日)。第1に、「原状回復しない」ことの当事者の意思解釈として、放射能を有する残土の残置や、これによる放射能汚染についてまで含むと解することはできないとする。というのも昭和33年の借地契約当時、住民らは土地に残置された土砂が、放射能を有する「ウラン残土」であることや、放射能の高い「ウラン鉱石残土」がその中に含まれていること、そして放射能の危険性に対する十分な知識・情報は与えられていなかったため、危険性の認識を持ちえなかったと主張す

る。

第2に、約10年間平穏に土地所有者の所有・占有下にあったことについては、放置されているものがウラン残土であるという事実も、そして本件ウラン残土の危険性に関する情報も原子燃料公社等によって住民らには開示されなかったために、原告ら住民達が危険性を認識し得ず、異議を述べることができなかったからと主張する。そして、原子力開発の専門機関である被告が、十分な情報を開示しないにおいて、土地所有者が平穏に所有・占有してきたと主張することは、信義則に反するものと主張した。

第3に、たい積場の土地との附合については、大きく分けて3つの主張をしている。1つは、本件ウラン残土の特定と物理的分離可能性が主張される。被告自身が放射能測定に基づいて本件ウラン残土の特定を行っていること。また分離可能であるからこそ、被告は、方面地区自治会との協定書で撤去を約束したのであること。次に2つ目は、社会通念上そして社会経済上、放射能を有する本件ウラン残土が私人の土地上に放置されることは望ましくないこと。社会経済上の要求として私人の土地上から撤去し、処理乃至管理をすべきものだからこそ、被告も方面地区自治会との協定書で撤去を約束したのであること。附合は社会経済的に分離を認めることが妥当かどうかという評価を含む概念であって、仮にそうではなく、発生後に土地上に置かれたというだけで附合になるとすれば、建設残土や汚泥等の廃棄物の不法投棄を容認することになり、不当な結論となるとする。そして最後に3つ目は、フレコンバッグ詰めウラン鉱石残土については、もともと「旧貯鉱場跡にあった放射能の高いウラン鉱石残土」を被告がフレコンバッグに詰めて、地区外へ搬出するまでの「仮置き場」として本件第1土地に一時的に仮置きしたものである。フレコンバッグに詰めて持ち出し可能な状態になっているものが、物理的に土地と一体化しているとは言えない、とした⁴⁰⁾。

以上の原告主張に対して、被告は以下のように反論した（準備書面

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
2004年3月31日)。第1の「原状回復」条項についての主張に対して、2つの主張をしている。まず、放射能汚染について、原告が主張する「実質的な放射能汚染」が具体的に発生した事実ないしその具体的可能性がないことは、被告準備書面(2003年12月29日)で詳述しているとする。そして続けて、借地契約は「ウラン鉱開発事業に伴う損害補償及び土地使用」について締結されたものであり、ウラン鉱石を分離した後に、捨石(ウラン残土)が生じることも自明であるから、本件ウラン残土の措置について特別の定めが必要であるとすれば、その旨を借地契約で規定すべきだが、そのような特約条項はないから、原告の主張は失当であるとする。

第2の所有・占有について、ウラン残土の存在とその危険性の認識がなかったことなどに対して、2つの主張をしている。まず、ウラン鉱山であれ、他の金属鉱山であれ、捨石が有用鉱物を採取する結果生じることは当然であり、捨石である本件ウラン残土の存在について認識を欠くということは到底ありえないとする。そして「捨石」という言葉が、『広辞苑(第4版)』でも紹介されている用語であることを取り上げている。次に、本件ウラン残土は、人の健康または生活環境に影響を及ぼすおそれがないことは、被告準備書面(2003年12月29日)で詳述しているとする。

第3の附合については、原告主張の后者の2点に反論している。附合が社会経済的に分離を認めることが妥当かどうかという評価を含む概念という主張は、判例(昭和28年1月23日最高裁第2小法廷判決(民集7巻1号78頁))の立場を離れた、独自の理論を展開するもので失当であるとする。次に、フレコンバッグ詰めウラン鉱石残土については、「被告が、取引上独立性を保持するため、その権限に基づき、フレコンバッグ詰めとし、その所有権を留保したというものではないことは」、被告が方面区との間で締結した1993年8月12日付「ウラン残土撤去にかかわる確認書」に基づいてフレコンバッグ詰めした経緯から明らかである、とする。

イ) 判決の判断

判決は、本件ウラン残土を第1残土と第2残土とに分けて、その所有について判断した(前記2(2)2)を参照)。第2残土については附合を認めたが、そこでの引証は甲56と乙51の2つだけであるが⁴¹⁾、それに加え「弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる」としている。第1残土については附合を否定したが、引証は甲56、甲18、そして乙26貼付の写真となっており、裁判所は第1残土と現地の様子について、これらの映像から判断したものと考えられるが、一方で第1残土についての判断の冒頭で、「前提となる事実記載のとおり」とした上で、第1残土所有への判断をしている。したがって、ウラン残土の所有については、上記の原告・被告双方の主張内容への評価が、判決内容に反映したと考えられる。

判決は、第2残土の附合判断の前提として、被告主張を認めている。すなわち被告が主張した「捨石」の概念・定義を認め、第2残土がそれに該当することと、経済的価値がなく、かつ独立して取引の対象となったことが今日までないことを認めた。そして第2残土の発生と堆積の経緯について、借地契約に基づくものであることを認めた。その上で判決は、堆積された第2残土が、そのまま現在まで存置されて、外形上は「当該土地に元々存在した土砂と異なるところはない。」と判断した(上記のア)、および前記2(2)2)③を参照)。以上を前提として、判決は「社会経済上当該土地と一体となったというべきであるから、当該土地に附合したと認めるのが相当」とした。

判決は、第2残土が放射能を有する残土であり、社会経済上撤去されるべきものであるという原告の主張に対しては、「各地権者との間の合意ないし鉱山保安法等に基づいて適切な処置が必要であることを示すにとどまり」、土地所有権者の所有に属することを妨げないと結論付けた。この判決内容は、原告が主張した自治会との撤去協定で撤去を約束している事

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
実、および被告が主張したウラン残土について管理行為を実施していること（答弁書の主張など）について、これらは附合とは別の法律行為・法律関係として扱うとするものである。これは鉱石採掘のために土地の賃貸借契約を結んだ当事者間で発生する問題と、採鉱の際の堆積された捨石の土地との一体化とは、別の問題であるという考え方である。

ところで判決は、第2 残土による土地利用妨害排除請求について、第2 残土のうち一部の場所に置かれている残土について、その放射能汚染による土地利用妨害の可能性を否定できないとした上で、附合により第2 残土は土地所有者の所有であるから妨害排除請求の相手方が被告ではないとした（前記2 (2) 3) ③エ)を参照)。したがって、判決の考え方の論理的帰結は、汚染物質であっても土地との附合は成立するということになる、と考えられる。

第1 残土について、判決は土地への附合を否定した。その論拠は、前記2 (2) 2) ③で整理した3点である。まず、第1 残土がウラン鉱石を含んだ捨石であり、それが旧貯鉱場に置かれていたことが論拠となっているが、これは被告も準備書面で認めている事実である。第2に、被告が第1 残土をフレコンバッグに詰めて、仮置きし、他所へ移動することを前提としていたことを論拠としたが、これは原告主張を認めたものと言える。被告が、フレコンバッグに詰めたのは、取引のために所有権を留保するためではない、という主張については、判決は、被告が自らの責任で撤去することを前提としてフレコンバッグに詰めて「独立の動産」としたとし、その時点で第1 残土の処分は被告に委ねられ、所有権を被告が取得したと認めるのが相当としており、被告主張を否定している。なお判決は「処分」と表現しており、「独立の動産」としたことが取引目的かどうかについては明示していない。第3の外形上の区別が可能であることについては、証拠写真を引証して判断している。

②土地占拠の根拠としての「撤去協定」の拘束力

ア) 被告と原告の主張内容

被告は、被告と方面区（方面区自治会）との間で結ばれた「撤去協定」に、原告が拘束されること、そして「撤去協定」の文言が撤去に関する「条件」を付したものであると、「答弁書」から主張していた。

これに対して原告は、本件訴訟が「撤去協定」に基づくものではなく、また方面区の一員としての訴訟ではないから、撤去協定には拘束されないと主張した（準備書面2001年3月23日）。そして被告の「撤去協定」に「条件」が付されたとする条項の文言について反論した。原告は、条項の文言が確定期限を定めたものであるとし、そのように考えられる根拠として、1990年8月31日に「撤去協定」が締結されてから10年以上が過ぎてから、被告が初めて方面区に対して「条件」であるという説明を行ったことなどを指摘している。

被告は、上記の原告の主張に対して、「撤去協定」の合意に至るまでの経緯を挙げて、「条件」であることの主張を行った（準備書面2001年3月27日）。さらに「撤去協定」の原告に対する拘束力について、方面区自治会と被告が交わした各種文書を証拠として挙げて、これら文書で被告の土地への立ち入りを認めていることなどと、方面区という社団の構成員である地権者の了解・同意のもとに、地権者の委任を受けて「撤去協定」を締結したのだから、地権者は方面区自治会の構成員である限り、「撤去協定」に拘束されると主張した（準備書面2001年7月24日）。

イ) 判決の判断

判決は、方面区住民である地権者が、本件ウラン残土の撤去に関する請求権を方面区に委ねたとか、撤去請求権を放棄したなどの事情を認めるに足りる証拠は無いとして、被告主張は証明がなされていないと評価して、拘束力を否定した（前記2(2)4)③参照）。

「撤去協定」の拘束力という争点は、判決が争点事項として整理したが、判決の判断では双方の主張立証は重要な意味を持ったようには考えられな

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
い。「撤去協定」の存在とその文言の意味内容についての双方の主張は、被告の行為と原告の行為を評価する上で、次の権利濫用の判断のところで検討されていると考えられる。

③権利濫用

権利濫用については、第1土地と第2土地の2つの争点事項がある。以下では、2つに分けて見ていくことにする。

〈第1土地の権利濫用について〉

ア) 被告と原告の主張内容

被告は、「答弁書」で、原告が本件土地の現状を知ったうえで、被告への明け渡し請求を意図して購入したとして、本件訴訟は権利の濫用であるとする主張を行った。

これに対して原告は、権利濫用に関する研究者の著書を参照して権利濫用の定義を示し、また判例の判断枠組みを示したうえで⁴²⁾、本件土地の取得に至る経緯を述べ、そして「主観的容態と客観的利益」について原告と被告とを総合的に比較検討(衡量)しても、本件請求は権利濫用には該当しないと主張した(準備書面2001年3月23日)。

主観的事情に関して原告は、本件請求は私利私欲を超越したものであり、被告に対する加害の意図や不当図利の意図は全くないものであるとし、それを裏付ける事実として、土地の前所有者の事情と譲渡の意図、および譲渡の意図を裏付ける証拠を提出した。前所有者の事情として3点挙げている。第1に、方面区の住民として、また元区長として、ウラン鉱石残土とウラン残土の撤去を被告に要求してきたこと。第2に、1995年12月26日以降、被告との土地使用契約の更新を拒否し、早期撤去を要求する意思を表明したこと。そして第3に、高齢になったので、撤去実現を原告に委ねる趣旨で原告に土地を譲渡したこと。この最後の点については、別訴訟で裁判所がこの売買動機を認定したことを指摘し、そしてこの別訴訟で前所有者が裁判所の出張尋問で行った証言の録音テープを文字起こし

た書面が、証拠として提出されている。

原告が主張した客観的利益の衡量の内容は、以下のようになる。本件請求が認められた場合、原告に加えて、長年にわたりウラン鉱石残土とウラン残土が放置されたことで著しい損失を被ってきた方面区住民にとっても、もたらされる客観的利益は極めて大きいこと。一方被告は、本件土地の前所有者からの土地使用契約を拒否されているので、前所有者が被告に撤去を求めると被告はこれに応ずる法的立場にあったのだから、本件請求で著しい損失が新たに生じることはない。以上を比較すると、客観的利益衡量でも権利濫用に該当しない。

これに対して被告は、原告の害意を主張した（準備書面2003年11月25日）。その根拠として、原告が知っている事実について、土地が被告の管理下にあることに加えて、本件ウラン残土が「関係自治体の協力」が得られず撤去できていないことを挙げた。そしてこれに加えて、原告が「土地本来の利用目的」を持っていないにも関わらず、単にウラン残土の撤去を求めることは、被告が被る損失を考慮すると、被告への害意があると言わざるを得ない、とする。さらに原告が主張の根拠とした前所有者の意思について、別訴訟の判決に添付された資料を取り上げて、別訴裁判で原告に対して主張された内容を根拠に、「自己の政治的な利益のために」原告が土地を取得したと主張し、前所有者の意思に反して訴訟を提起したと主張した。また「方面区自治会訴訟」が提起されている事情を取り上げ、この訴訟があるにも関わらず本件訴訟を提起したことは、被告への不当図利があることを示していると主張した。

客観的利益について被告は、原告の利益に関して反論を行い、さらに上記主張で取り上げた被告が被る損失について詳細な主張を行っている。原告の利益主張への反論は、本件ウラン残土は「元来自然界に存在」していたものであり、かつ人の健康や生活環境に影響を及ぼさないことは、被告の測定から明らかであり、放射能による被ばくの恐れから土地利用が妨げ

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
られていることは立証されていないこと。被告が「方面区自治会訴訟」の控訴審で提示した和解案が、ウラン残土の撤去と同等の客観的利益を方面区住民にもたらすものであり、現実的な解決策であると考えられること⁴³⁾。以上の主張に続いて、原子力の特殊事情と、被告事業への影響について、以下のように主張した。

特殊事情については、「我が国民の原子力に関する意識からして、「どこにでも撤去できる」ものではなく、しかるべき管理が可能な一定の敷地を必要」とする。そして地元住民はじめ関係自治体の搬入の同意がなければ不可能なことであり、「因みに、原子力施設の立地をめぐることは、地元住民をはじめ関係自治体の同意が不可欠であることを示す多くの事例」に見られることとする。さらに「同意、了解がないままに搬入を強行したとすれば、被告サイクル機構に対する不信感は回復しがたいものとなって、関係自治体や住民との新たな紛争の種を蒔くことになり、「被告のこの地域における事業展開に重大な障害となるものであり、状況によっては、被告の事業が事実上停止する事態も想定される」とし、被告の想定される損失は、原告と比較できないほどのものである、とした。

被告の以上の主張に対して、原告は詳細な反論を行った（準備書面2004年2月20日）。これは、準備書面18ページのうち10ページ以上を占める内容であり、誌面の関係で、以下は、要点・概要を紹介するに留める。

第1に、土地の取得目的については、ウラン残土の撤去によって方面地区の山林全体の安全が確保されたときには、取得土地に山小屋を建て、山仕事や狩猟の拠点にするつもりであり、原告はこれまでも、イノシシ害の駆除で鳥取県に貢献してきた経験を元に、イノシシ猟の猟犬の訓練場も予定している。

第2に、方面区による別訴があることと、本訴の提起とは、法的根拠が異なるものであり、「害意」があるという主張は成り立たない。それだ

けではなく、本件土地の上にあるフレコンバッグ詰めウラン鉱石残土は放射能レベルが高いもので、一刻も早い撤去が必要な放射性毒物であるから、あえて、独自に本訴請求を提起せざるを得なかったのである。

第3に、被告が引用した、別訴裁判での、本件原告に対する主張については、裁判所の判決で「理由がないものと解する」として斥けられたものである。また前所有者の意思については、別訴裁判の本人尋問の録音テープに基づく証拠で、前所有者が原告に「ウランをのけてもらうように運動してもらうために売った」とする証言が採用され、前所有者の本件原告への土地譲渡の意思が認められたのである。

第4に、本件ウラン残土が自然界に存在していたという主張に対して、自然界に存在していたものではあるが、これを被告の前身（原子燃料公社）が、地中から人工的に掘り出したために「放射能による環境汚染や被曝の脅威が発生した」のである。「人の健康や生活環境に影響を及ぼさない」という被告の主張については、別の準備書面で反論したとする。

第5に、被告が別訴控訴審で提示した和解案は、原告と方面区住民の「客観的利益」になるという主張は、被告の「主観的利益」の願望を押し付けるものでしかない。この和解案については、方面区自治会が総会決議で最終的に拒否したものであることが、指摘されている。

第6に、被告の「事業展開の重大な障害」となり「いちじるしい損失」をもたらすという主張に対して、被告が対処すべき責任について主張している。放射性物質のウラン残土について発生者としての撤去責任が問われていること。この責任の履行のために、住民や関係自治体の同意や了解を取ること自体も、被告の責任の一部に含まれる事柄であり、この責任の履行を求める者を権利濫用として、他者に責任を転嫁することはできない。被告が「事業展開の重大な障害」とする問題は、協定で約束したことの責任を果たす組織であることを証明する以外に、失墜した社会的信用を回復する道はない。

最後に、被告の主張する「権利濫用論」の本質的問題点として、本件の権利行使が否定されたときに保護される被告の法益は、「ウラン残土を今後も置き続ける」という法益にすぎない、とする。そもそも被告は撤去協定を締結したことで、自ら費用と労力と時間等をかけても本件ウラン残土を撤去しなければならない義務を負っている。この義務内容の履行と同じことを求める原告の権利行使について、「多額の費用と労力と時間等がかかる」ことを理由とすることは、できないはずである。一方、原告の権利行使によって保護されるのは、個人の人格権と土地所有権であり、これがひいては原告を含む地域住民の健康や良好な環境を享受する権利である。これら双方の客観的利益について、それだけを衡量することは、「強い者が既成事実を作ってしまうと、勝ちになるという不公正を生じさせるおそれがある」という危険性が、研究者によって指摘されてきたとする⁴⁴⁾。この「権利濫用論」が既成事実を固定化する危険性を排除するためには「関係当事者の主観的容態と客観的利益衡量の双方を考察すること」に加え、当該事件において「権利濫用論」が営む具体的機能や、適用される「具体的な社会的関係」を十分に考慮する必要がある、とした。

以上の原告の反論・主張に対して、被告は以下のように主張した（準備書面2004年3月31日）。上記第1の土地取得目的については、原告の本人陳述書には、山小屋建設などについて全く記載がなかったこと。上記最後の「権利濫用論」の本質的問題の主張で、原告が主張する「具体的機能や社会的関係なるものが法律上いかなる意味をなすものとして述べているのか」明らかではないとし、その上で、大審院昭和10年10月5日第3民事部判決（民集14巻1965頁）の判例を取り上げて、侵害の除去が著しく困難で、たとえこれができる場合でも莫大な費用を要すべき場合には、侵害の除去の請求は単に所有権の行使たる外形があるだけで、権利救済をするものではない、と言う趣旨のところを引用して、原告主張は判例に沿わない、独自の考えを述べるものとする。そして最後に、本件訴訟は

所有権に基づく妨害排除請求であるから、比較衡量すべきは「侵害」や、そのおそれ、並びにそれによる「損失」の有無、内容、程度であるが、これらについて、原告は具体的な内容を主張・立証していない、とする。

イ) 判決の判断

判決は、第1土地に基づく請求について権利濫用を否定する判断を下した(前記2(2)5)③ア)。判断の枠組みは、原告の取得目的と、原告の利益と被告の不利益の対比である。原告の取得目的については、被告主張を認め、残土撤去を主たる目的としての取得であり、原告が主張した山小屋建設などの目的については、主たる目的の認定に影響を与えないと結論した。その上で、原告が提出した別訴(土地所有権移転登記請求)裁判での前所有者本人尋問の録音テープに基づく証拠を引証して、前所有者がウラン残土撤去を望んでいたこと、および方面区住民らも同様に撤去を望んでいることを、方面区自治会訴訟が提起されている事実から認めた。別訴(自治会訴訟)に関する被告主張については、別訴で被告が争っている以上、本訴提起の利益がないとすることは相当ではない、と判断した。その上で、取得目的だけで権利濫用の判断はできないとして、利益と不利益の対比の検討に移っている。

判決は、原告の利益については、土地利用妨害についての判断内容(「前記4に述べたところによると」)から、第1土地の所有者にとって、「近接する方面捨石保管場から本件第1残土が撤去されることによって得ることのできる利益は大きい」とする。一方、被告の不利益については、前記2(2)5)③ア)で紹介したように、本件請求で被告が特段の不利益を被るとは言えないと判断している。上記土地利用妨害は、放射能汚染を認めたものであり、これを前提として、受入れ先をめぐる混乱に関する被告主張については、そのことは認めながら、第1残土の撤去が「法的ないし社会通念上不能である」とは認められないとして、第1残土を存置することの正当化の理由にはならない、とした。判決は、権利濫用の争点に

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2) について、この争点事項での当事者の主張立証への判断を行う上で、放射能汚染による土地利用妨害という権利侵害に関する判断を前提とし、その損害評価に基づいて利益について判断をしている。一方不利益については、第1 残土が廃棄物であること、撤去を被告が予定していたこと、前所有者からの請求であれば被告が拒絶できなかったこと、そして方面区自治会訴訟の1 審と2 審判決が撤去を認容したこと、の4点を挙げて、被告に不利益がない、と判断しているが、これらは権利濫用の争点事項での主張内容を見る限り、原告の主張以外の事実評価も行っていると考えられる。

さて判決は、受入れ先をめぐっての混乱を前提とする被告主張に対して、撤去は「不能」ではないという評価をしたが、これは当事者の主張にはない内容であり、方面区自治会訴訟判決を考慮しての判断かもしれない。同訴訟判決の結論などについては、「1 前提となる事実」のところで取り上げられており、そこでは原告提出の証拠(甲73)が引証されているが、これは第2 審判決の判決正本である。原告は、甲73の立証趣旨について、同判決が被告の権利濫用論の主張を斥けたことと、本件でも被告主張の権利濫用に理由がないこと、としている。

〈第2 土地の権利濫用について〉

ウ) 被告と原告の主張内容

原告は、審理の途中で、請求の趣旨変更の申立てを行い、第2 土地の明渡し請求を追加した(2003年11月25日)。

被告は、請求追加への異議を述べ、そこで原告の第2 土地の所有権に基づく請求は権利濫用であると主張した(準備書面2003年12月29日)。すなわち原告は、本件審理の経過から、フレコンバッグが第1 土地の上に存在しないことが明らかになり、フレコンバッグの取去を求めために第2 土地を取得したもので、被告に対する害意によるものであり、第2 土地の所有権に基づく請求は権利濫用に当たり、第1 土地の所有権に基づく請求以上に非難されるべきとした。

これに対して原告は、被告主張の害意に対して、根拠のない決めつけであると反論した（準備書面2004年2月20日）。すなわち、第2土地の取得は、ウラン残土撤去の切実な願いを原告と共有し、自ら長い撤去交渉にも参加した「住民の厚意と提供」によるものであり、地域住民の「どこまでも責任逃れを図ろうとする被告の逃げ道を許さない」、との思いが込められているとした。この主張に関しては、第2土地の前所有者の証言などの書証は提出されていない。なおこの前所有者は、第1土地の位置に関して原告側が提出した証拠（「陳述書」）で陳述している。

エ) 判決の判断

判決は、第2土地の取得日が、土地位置に関する審理が進行してからのものであったという経緯を元に、土地取得の目的が使用収益を目的としたものではなく、妨害排除請求を目的としたものであること、および訴訟継続中に取得して追加請求をしたことは第1土地について説示した諸事情を考慮しても、権利濫用になるとした（前記2(2)5)③イ)参照)。判決では、上記の原告が主張した、第2土地を原告に譲渡した前所有者のウラン残土撤去への願いなどは、取り上げられていない。第1土地についての諸事情のところでは、方面区の住民や本件堆積場の所在する土地や周辺の土地の所有者が、本件ウラン残土の撤去を強く希望していることを認めている（前記2(2)5)③ア)参照)ので、そこで第2土地の前所有者の願いなども評価している、と考えることができるかもしれないが、判決文上は明確ではない。

④争点事項で取り上げられていない原告と被告の主張

被告がウラン残土を置いている行為の正当性に関する原告被告双方の主張で、判決の争点事項の整理と判断のなかで取り上げられなかった内容として、以下の2つがある。

ア) 土地不法占拠の根拠としての土地使用権の有無

原告は「訴状」で、被告が本件ウラン残土を本件土地などに置いている

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
行為について、不法占拠であると主張した。その根拠について以下のように主張している。方面地区のウラン残土堆積場は、同地区住民の私有地（一部は東郷町財産区の所有地、一部は同地区からの転出者の所有地）であり、被告の所有地（被告が使用した用語は「敷地」であり、原告も準備書面では「敷地」と表現している）は存在しないこと。そして方面地区の地権者は、1996年12月27日以降、被告に対して土地の使用契約の締結を拒否しているので、被告は土地使用の権利を持っていないことが主張されている（準備書面2003年11月25日）⁴⁵⁾。

被告は、ウラン残土を置いている行為について、「答弁書」で2つの主張をしていた。第1は、ウラン鉱床の探鉱開発事業を行う際に、原子燃料公社（被告の前身）が昭和33年（1958年）に土地等の所有権者と締結した土地使用等の契約書で、土地の返還に際して原状回復をしないことが規定されており、昭和53年（1978年）に土地使用契約の期間満了で原状回復せずに土地を返還したこと（前記(1)2)⑤）。第2に、堆積場敷地内の借地権限が切れている本件土地を含む土地（敷地全体の約25%）については、1997年3月26日に方面区自治会区長から、借地契約が締結されるまで従来どおり当該地区への「安全管理のための立入り及び機材の設置等を認める」という書面を受け取っていると、これにより原告が主張する「権限なく」ウラン残土を放置しているという主張については、争うとした（前記(1)2)①）。これに加え、被告は、1990年8月に「撤去協定」を方面区と締結したことで、同年12月に3年間の借地契約が結ばれ、フレコンバッグに入れて保管することで、さらに3年間契約を更新できて、1996年まで借地契約を維持できたことを前提として、上記の自治会区長からの立入りなどの許可があつて「従来どおりの管理」を実施しているとしている（準備書面2003年7月9日）。この立入り許可は、1996年12月26日付、および1997年3月26日の2つの文書で認められたと主張している（準備書面2003年12月29日）。

被告の立入が認められているという主張に対して、原告は、立入りや機材搬入を認めたことは事実だが、これは住民の生命や安全にかかわるウラン残土による万一の事態のためのやむを得ざる措置であって、ウラン残土の現状や被告の対応を容認したわけではない、と反論している（準備書面2003年11月25日）。さらに方面区自治会区長（原告本人）が被告の人形峠環境技術センターの所長に宛てて、2003年12月16日付で送付した「ウラン残土堆積場の管理と守衛室の撤去について」と題する文書で、方面区自治会の総会で住民の総意により決定したとして、上記の被告主張の2つの文書について、撤回して無効とするとし、被告の職員や関係者のウラン残土堆積場への入山の原則禁止、および守衛室の撤去を求めたことを主張している（準備書面2004年2月20日）。

被告は、原告の2003年12月16日付文書について以下のように反論した。同文書では、「今後無効」であるとしているから、同文書が被告に到達した日までは、上記の立入などを認めた2つの文書が有効に存在することを自認していることになる。また同文書は、安全管理のために方面区と被告が合意した文書であり、前提として安全管理の必要性を双方が認めていたものであるが、同文書では「安全管理の必要性」が消滅したことを何ら示しておらず、合意の上でなされた被告の安全管理のための立入り等を一方的に破棄するものだから、その効力はないというべきであり、この一方的破棄によって被告の行為を不法とするのは何ら正当性を持たず、不合理であると主張した（準備書面2004年3月31日）。

これに対して原告は、被告の立入り等を認めた上記2つの文書は、委任ないし準委任契約であり、委任者の一方的な意思表示で解除できるものであると主張した。また同契約では、「借地契約が締結されるまで」という解除条件が付されていたが、その条件が成就した（借地契約が締結されることはありえないことが確定した）ので、ウラン残土の安全管理契約の効力が消滅した旨の意思表示をしたと主張した。この条件成就について、

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
以下のように主張している。すなわち上記の入山禁止等の通知文書は、被告が、自治会訴訟第1審でウラン残土の全量撤去を命じられたのに対して、それを不服として控訴し、さらに控訴審の和解手続きでも全量の地区外撤去を確約しなかったために自治会が和解を拒否し、控訴審の判決待ちになったことから、自治会が「地区外撤去の見通しが無い限り、借地契約を締結する考えはない」との方針の下、借地契約を被告と締結する意思が全くなくなったことに鑑み、住民の総意で決めて、自治会が作成したのである、と主張した（準備書面2004年4月27日）。

以上の双方の主張について、判決は、事実認定のところ（「第4 当裁判所の判断」の「1 前提となる事実」の(2)、(5)、(10)などで）、取り上げている。第1残土が本件土地の上にあるかないかが争点化することで、第1残土を被告が置く法的根拠（土地所有権の有無）は、判決で判断する論点からはずされたと言える。また第2残土については、1958年の鉱山採鉱の土地使用等の契約に基づいて堆積されたものとして、争点が附合の判断に移ってしまい、土地所有権の有無は判断対象からはずされたと言える。なお判決では、双方が主張した文書の法的意味については判断されていないが、以上のように判断対象外とされたためと考えられる。

イ) 被告のウラン残土管理行為とその法的根拠

被告は、原告の土地不法占拠の主張に対して、「答弁書」で上記ア)の反論を行ったほか、ウラン残土について適正に管理をしており、放置していないと主張した（前記(1)(2)①）。その管理行為の内容と、法的根拠について以下のように主張した（準備書面2003年7月9日）。

1989年に鉱山保安に関する法令改正があり、実効線量（当時は実効線量当量）でバックグラウンドを超えて年間1ミリシーベルトを超えるおそれがあるたい積場については、境界に警標、柵囲い、その他の設備を設けることで、業務上立ち入る者以外の立ち入り制限をすることが義務付けら

れた。被告は、東郷鉾山保安規程を定め、鉾山保安法に基づく管理を行っている。また、1990年7月に、被告は鳥取県と東郷町との間で「東郷鉾山捨石たい積場周辺環境保全に関する協定書」を締結し、監視測定を行っている。

管理の具体的内容については、鉾山保安法に基づく管理として、「① 鉾害を防止するための適切な措置」と「② 放射線障害防止」を行っているとする。前者は、堆積物の崩壊や流出を防止するための措置、坑水や排水による鉾害の防止、そして定期的な巡視と点検である。後者は、立入り制限（柵や表示標識の設置）、放射線測定、空気中の放射性物質の濃度測定と記録、そして鉾山から排出される水中の放射性物質の濃度測定と記録である。それから環境保全協定に基づく管理としては、監視測定の実施、管理目標値を超える数値を測定した場合の連絡、測定結果の鳥取県への提出、測定結果の鳥取県による公表（鳥取県が設置した環境放射線に係る専門家会議の検討と評価を得た上で）、たい積場の崩壊等が発生した場合等の通報と適切な措置である。

以上のほか、被告は、方面たい積場の放射線レベルの測定結果から、たい積場内に管理区域を設定する必要がある区域はないので、周辺監視区域を設定する義務はないが、中国四国鉾山保安監督部の指示によって、敷地境界において周辺監視区域と同等の管理を実施しているとする。

以上の被告主張に対して、原告は、被告主張のウラン残土管理行為が鉾山保安法などに照らして適法かどうかを問うのが、本件訴訟の趣旨ではないと主張した（準備書面2003年11月25日）。また、被告が本件フレコンバッグは立入り制限されている敷地内にあると主張していることに関して、地権者たる原告は被告の「保管管理」を認めたことは一度もないと主張している（同準備書面の「第4」の「3、ウラン残土の「管理」と「敷地」について」）。なお被告の管理行為に関する上記主張との関係で、被告が主張するウラン残土の安全について批判する主張がなされている（同準

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
備書面の「4、15年間も監督官庁の指示や鳥取県の撤去要請を怠る被告」。原告は、被告が安全に管理しているという主張の根拠として記述している、1988年10月の中国四国鉱山保安監督部の総点検の結果(「人の健康に影響又は生活環境に悪影響を及ぼすおそれはないもとの考えられる」)は、方面地区のウラン残土の空間線量率について1988年10月30日に鳥取県環境保全課が発表した旧動燃の測定結果(方面地区のウラン残土の空間線量率は最大で360マイクロレントゲン/時間で、年間線量に換算すると31.5ミリシーベルト/年)などからは高線量であり、被告は肝心な事実を隠していると主張している。

判決は、被告の上記の管理行為については、事実認定のところで、「立入制限区域を設けるなどして方面捨石堆積場の管理」を昭和63年(1988年)に開始したことを挙げるだけである。判決が判断の論点としなかったことは、本件訴訟の趣旨ではないという原告主張に沿ったものと考えられる。

3) 権利侵害の原因としてのウラン残土放射能汚染

ウラン残土の放射能汚染と、その危険性、生命・健康への影響などについて、原告被告双方は、専門家の意見書を証拠として提出している。以下では、双方の準備書面での主張と、提出した意見書とに分けて見ていくが、誌面の関係から、そのポイントと概要を紹介するに留める。

①原告の準備書面での主張内容

ウラン残土の放射能汚染について、原告側の放射能汚染に関する主張は、主に、証拠として提出した4つの意見書で行われており、原告が提出した準備書面は1通(2003年11月25日)である(前記(1)3)③参照)。この準備書面は、被告準備書面(2003年7月9日)への反論を行ったものであり、以下の③で取り上げる原告・被告双方の最初の意見書を参照・引用して、詳細な主張が行われている。ここでは主張のポイントとなる事

項を簡単に紹介する。

原告準備書面は、「第 2、ウラン残土の放射能」という項目で、放射能汚染について主張する。第 1 に、被告が準備書面に添付した別表で示したウラン残土堆積場の放射線量の測定値を示して、放射能汚染について主張している。なおこの堆積場は、本件第 1 土地以外の場所であり、そこにあるウラン残土は第 2 残土（フレコンバッグ詰めされていない残土）である。地表 1 メートルの放射線量の年間換算で、最大値は 5.3 ミリシーベルト／年（地面では最大 15.8 ミリシーベルト）となり、バックグラウンドと呼ばれる自然界の放射線量を差し引いても、一般公衆の年間被曝許容線量の 1 ミリシーベルト／年をオーバーしており、それが住民の自由に入出入りする私有地に放置されているとする。第 2 に、フレコンバッグ詰めされた第 1 残土について、原告意見書（甲 61）で示されている旧動燃の測定データでは、袋の表面放射線量は年間換算で最大 36.8 ミリシーベルトになるとし、管理区域設定の規制値 5.2 ミリシーベルトや、放射線従業者の線量限度 20 ミリシーベルト／年も超えているとする。第 3 に、高濃度のラドンのデータとして、被告準備書面の別表で示された数値と、さらに 1996 年の旧動燃の測定データを示している。この測定データは、英文のレポートのもので、一般に公表されていないものが情報公開請求で入手できたのであるとする。第 4 に、この高濃度のラドンが、原告の本件土地も含む堆積場に拡散し、さらに方面地区の集落にまで及んでおり、これは原告意見書（甲 61）のデータが示しているとするほか、被告準備書面の別表で示された、方面公民館などの居住区のラドン濃度は、日本国内の屋外ラドン濃度の年平均値、そして中国地方の年平均値を遙かに上回っているとし、集落から約 1.5 キロ上方にあるウラン残土堆積場からのラドンの影響であるとする。

次に「第 3、危惧される生命と健康への影響」という項目で、被告準備書面での安全確認が第三者によってなされているという主張に反論する。

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
中国四国保安監督部も鳥取県も、ウラン残土の健康影響について実態調査や疫学調査を行っていないとする。またウラン採掘後に方面区住民のガン死亡者が多数出ているとする。

最後に「第4、小出意見書(甲61)に対する被告の批判への反論」で、被告準備書面で主張された原告意見書(甲61)への批判に対して詳細な反論を行っている。そこでは、「地表面ではなく地上1mでの値」が放射線防護上適切であるとして原告意見書を批判しているが、そこでの地表面の測定値は被告自身のデータであり、被告が地上1mだけではなく地表面の測定値もウラン残土の実態把握に必要と考えているから一連の測定を行ったと考えられる旨、主張している。さらにフレコンバッグの危険性に関する主張で、一般公衆や放射線業務従事者の線量限度と比較してみても危険な放射性毒物が詰め込まれているのであり、それが原告の土地を占拠しているため、土地の使用が物理的に不可能となっているばかりか、「精神的にも重圧と苦痛から逃れられず」、原告の忍耐の限度を超えているとする。それなのに被告準備書面は、「捨石は立ち入り制限をしている敷地内にあり、毎時0.3マイクロシーベルトに24時間×365日を乗じた1年間当たり2.6ミリシーベルトになる数値が現実的とはいえない」と主張するが、住民の私有地に、どれだけの放射線量を発する放射性物質が放置されているのかを示す一つの指標として、地表面の線量を年間に換算して一般公衆の線量限度と比較してみるのには意味のあることと主張している。

②被告の準備書面での主張内容

被告は、放射能汚染に関して3通の準備書面で主張している。3通いずれでも、原告が提出した意見書への反論を行っている。

被告は、準備書面(2003年7月9日)で、方面たい積場の放射線などのレベル(被告の測定データを示す別表を準備書面に添付)、第三者による健康影響への安全確認、そして原告意見書(甲61)全体についての批判的主張を行っている。第三者による安全確認については、鳥取県放射能

調査専門家会議の被告測定データなどについての審議評価、中国四国鉱山保安監督部の定期的検査、そして中国四国鉱山保安監督部（1988年10月）の新聞発表と鳥取県の県内全戸へ配布した健康診断の結果を説明する文書（1990年6月）および鉱山労働者（希望者のみ）の健康診断の結果（1990年10月）が挙げられている。

原告意見書への批判では、被告意見書（乙50）で非科学的な検討手法や放射線防護上当然考慮すべき事項の欠如等が指摘されていることを述べた上で、原告意見書の19点について不適切・不相当と主張している。例えば、以下のような主張である。第2残土が置かれているところで「職業人に対する許容濃度すら超えるラドン濃度が検出されていた」という原告意見書の指摘に対して、「鉱山敷地内の限定された場所で、敷地境界の外側で担保すべき濃度を超えることに、法令上問題はない。また、管理区域の設定基準値を一時的に超えることにも、法令上問題はない。」とした上で、原告意見書は許容濃度を超える濃度が検出された事実を示していない、と主張している。第1残土については、フレコンバッグの表面線量の単位時間当たりの線量率に24時間×365日を乗じた数値は「現実的な被ばく量の評価とは言えない」としたうえで、周辺監視区域の外側で担保すべき線量や放射線業務従事者に対する線量限度を超えているという主張は意味がないとしている。

被告の次の準備書面（2003年11月25日）は、放射能汚染については原告意見書（甲64）に対する批判だけが主張されている。同意見書が、放射線被曝には「安全量」がなく、我慢できるかどうかを決めるのは被曝をさせる側ではない、としたことについて、被告が被ばく限度について規制する量を決めているのではなく、法律と下部規則で定められたものであり、この数値は被告意見書で述べられているように「信頼できる国際的な勧告に従った値である」とする。堆積場内での被曝線量を「1日×365日」の滞在を仮定した被曝は、実際にはあり得ない架空の議論とする。こ

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
のほか同意見書は、JCO 事故の引用は放射線防護の観点から不適切であることを被告意見書が指摘しても、これに対する説明がなされていないなど、原告意見書が科学的裏付けを欠く感覺的なものであると批判する。

被告の3つ目の準備書面(2003年12月29日)は、原告準備書面(2003年11月25日)への反論を、4項目を立てて行っている。放射能汚染に関する主張のポイントは以下になる。第1に、1時間線量を24時間、365日滞在すると仮定して年間線量に換算するのは、「地権者が自由に入出入り可能であるとしても、明らかに居住地では」ないので、現実的ではない。

第2に、フレコンバッグの保管場を含むたい積場内には、管理区域の設定が必要となる毎時2.6マイクロシーベルトを超える場所はなく、管理区域は設定されていないから、管理区域設定基準値や放射線業務従事者の線量限度を超えているとする原告主張は誤りである。またラドン汚染についての原告主張についても「方面地区での濃度レベルは対照地区と同レベル」であるから、自然界の変動の範囲内で、方面堆積場の影響は想定誤差の範囲内で無視できると考えられる。

第3に、原告が主張する生命と健康への危惧については、危惧に留まるもので、健康への影響が生じる具体的可能性はないとし、その根拠として、原告意見書での被曝評価結果は、その評価手法(ゴフマン氏の手法)が一般的な評価手法よりも4倍以上過大となるものであること。そして評価の結果は、確率的な可能性を示すだけで、肺がん死がその確率で生じることについての具体的可能性(蓋然性)を示すものではなく、被告は法令等に則して適正な管理をしているから、健康への影響が生じる具体的蓋然性はない、とする。

第4に、原告意見書が方面地区で測定された各種の放射線量について比較することの重要性を主張するが、「比較対象となる数値の意義を無視し、単純に相互の数値を比較し、その大小を論じ、さらには、それをもつ

て影響の有無や危険性を論じることが、およそ不合理なことであることは論じるまでもない」とし、これは被告意見書（乙50、乙67）から明らかであるとする。

③双方の意見書での主張内容

原告の最初の意見書（2003年3月6日作成。甲61）は、4つの項目からなる。放射能の危険性と人体の影響等（具体例として1999年9月のJCO事故）。方面地区で証人（意見書作成者）が行った調査（残土堆積場と周辺の土壌、植物、そして作物の汚染測定）の内容。本件ウラン残土（第1と第2残土）の危険性と住民の生命・身体への影響等。その他の関連事項。

これに対して、被告の意見書（2003年6月30日作成。乙50）は、原告意見書（甲61）の記述に見られる「放射線防護上看過できない過誤」について意見を述べるとし、5つの項目立てで、意見書作成者の見解が述べられている。ICRPとその勧告の位置付け（日本も勧告を尊重していること）。日本の放射線防護に関する法令の体系（個人の線量管理と環境の管理としての区域、および線量基準）。放射線防護の体系（確定的影響と確率的影響）と本件たい積場の線量レベル（JCO事故との比較の不適切さ）。ラドンを除く環境放射能（自然放射線源からの線量）。ラドンの日本の国内値と原告側の測定値の比較。以上の項目のなかで、原告意見書の問題点について、例示的な批判（仮想線量と被ばく線量源との比較手法の不適切さ）と、科学的一般論をベースにデータ不足（土壌と植物の放射能に関する）からの解析困難さ、原告証人の具体的データからウラン鉱山跡地のラドン放出は確かだが問題となるレベルではないこと（世界的なラドンレベルなどとの比較から）などが述べられている。この意見書は、被告の意見書3通のなかで一番分量が多く、数値データも示しての詳細な主張内容となっているが、ここでは以上のポイント事項を示すに留める。

原告の「再意見書」（2003年9月10日作成。甲64）は、被告が提出

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
した意見書(乙50)と被告準備書面(2003年7月9日)への反論を行ったもので、論点は3つの項目からなる。「2 方面地区には被告の敷地はない」という項目では、土地は住民の民有地であるから、年間線量の換算は、1日24時間、365日被曝するという仮定で評価することが必要であるとする。「3 被曝に安全量はない」という項目では、本件たい積場のラドン汚染はバックグラウンドに加えて上乗せされているということと、微量の放射線被ばくでも危険であることを述べている。「4 その他」では、被告意見書でのその他の批判への反論を4点行っている。

被告の2番目の意見書(2003年11月12日作成。乙67)は、原告「再意見書」に対して5項目の反論を行っている。確率的影響の直線仮説の意味(安全側の評価になるために導入された放射線防護上の仮定)。比較すべき線量(周辺監視区域の外側における限度の年間1ミリシーベルト)と、最大の滞在時間(24時間×365日)の仮定は、「線量限度以下である」ことの説明でのみ意味があること。放射性廃棄物の「規制免除線量」と比較することの問題点。「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値」の意味(線量目標値が達成されない場合に問題があると考えべき性質のものではなく、努力目標値)と「方面堆積場の放射線量」を比較することが不適切であること。放出されたラドンが方面地区に達する可能性については、同地区と周辺地区のラドン濃度が同程度であるから、たい積場の影響はほとんどないこと。

原告の3番目の意見書(「再々意見書」(2003年12月10日作成)。甲67)は、被告の上記意見書(乙67)と被告準備書面(2003年11月25日)に対して、3つの項目を立てて反論した。まず「2 問題の土地は住民の私有地」では、5点の主張をしている。私有地での被曝想定のある方。危険について無視できるか否かは危険を負わされる人自身が決めるべきで、リスクを受忍するかどうかは「科学」が決めるのではないこと。住民の私有地が残土堆積場にされていることが問題であること。岡山県ですら受け

入れを拒否している、一般人の「線量限度」を超えるようなごみを地権者の同意がないまま住民の私有地に放置する行為は法的に許されるはずがないこと。被告が汚染は拡散していないと主張するのであれば、被告は2300人を超える人材で年間2500億円(2002年度)もの資金を使っているのだから、放射能のごみを他人の土地に置き去りにしている被告がその「十分」な根拠を示して立証すべきである。

次の「3 放射線の危険度の評価について」では、国際放射線防護委員会(ICRP)の直線仮説に関する解釈を行い、さらに広島・長崎の原爆被害者の疫学データが示す被曝危険度に関する研究者の論文(1997年)⁴⁶⁾を参照して、低線量での被曝影響が大きい可能性を指摘する。また保健物理学創始者の、カール・Z・モーガンの著書(『原子力開発の光と影』昭和堂、2003年)を挙げて、1982年の時点で、モーガンが低線量の被曝影響が高いことなどを警告していたことなどを指摘している。その上で、日本の法令は、ICRPの勧告を取り入れて組み立てられており、少なくとも低線量でも放射線影響はあるということ自体は認めていると主張する。

3つ目の「4 被告準備書面からの批判に答える」では、被告準備書面が「JCO事故の引用意図が全く不明」とする批判に対して、引用の意味を説明している。また被告がCO₂排出量は原子力では石油・天然ガスに比べて低いことを主張しているのに対して、原告意見書では反証となるデータを出していない、という被告からの批判への反論を行っている。

被告の最後の意見書(2004年2月7日作成。乙68)は、原告「再々意見書」について2つの項目を立てて批判している。第1に、放射線防護上の問題がないことについて、現地での測定データからの判断と、原告意見書の「影響がある」とする根拠データは科学的に十分ではないという批判を行っている。第2に、原告「再々意見書」は、科学的見地から誤りであるとして、4点の主張を行っている。1つは、本件の堆積場の比較の対象とすべき線量は、被告が、周辺監視区域と同等の管理を行っている

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)から、「敷地の外側において、法令で周辺監視区域の外側における限度として定められた年間1ミリシーベルト」と考えられるとする。2つには、直線仮説についての原告意見書の主張は、放射線防護上は全く妥当ではなく、規制もそのような立場をとっていないとし、さらにICRPの線量・線量率効果係数に関する原告証人の理解が誤っているとする。3つ目は、放射線が生命体に対してもつ危険についての原告意見書の記述は、科学的に誤り、ないし因果関係を極端に単純化して厳密さを欠いたものであるとする。そして4つ目に、原告意見書が引用した論文(1997年)を別添資料として添付した上で、論文のページを示して文章を引用して、原告証人の主張は論文本来の主張とは異なる主張を行っているとした。

原告の最後の意見書(「再々々意見書」(2004年2月18日作成)。甲68)は、被告準備書面(2003年12月29日)と被告の最後の意見書(乙68)に対して、5つの項目を立てて反論を行っている。最初の項目では、低線量被ばくの危険性が主張されている。そこでは、原告意見書作成者と被告意見書作成者が参照した論文(1997年)が取り上げられ、被告意見書作成者が引用したところとは別の箇所(論文の最後の「まとめ」)を引用して、低線量被曝の影響に関するICRPの係数導入に問題があることを主張している。次の項目では、原告証人のラドンの汚染調査に対する批判への反論、バックグラウンド濃度の測定はウラン採掘以前に行わなければ自然状態の濃度ではないこと、放射線被曝量の比較対照地区の設定が抱える問題、放射線汚染では自然状態での危険にどれだけの人為的危険が加えられたのかが重要であること、汚染の広がりをデータで裏付けたのだから堆積場の影響を定量的に示すのは被告の責任であること、が主張されている。3つ目は「4. ラドン被曝による健康影響の評価について」という項目で、4点の主張が行われているが、内容紹介は省略する。そして4つ目は「5. 飯田さんによる批判に答える」として、被告意見書(乙68)への反論を行っているが、内容紹介は省略する。

④判決の判断

判決は、第1残土による第1土地の利用に対する妨害について、放射線量のデータを元に、「24時間365日を前提」としての1年あたり実効線量換算の数値を根拠として、第1残土周辺の土地に立ち入った場合の健康への影響を否定することはできないと判断している（前記2(2)3)③イ))。判決は、3つの放射線量等を判断根拠の数値として示している。

第1に、フレコンバッグ(第1残土)の表面線量は、原告の訴状を参照している。この数値は、被告が1993年12月2日から1994年6月8日の間に測定したデータであり、原告が書証(甲5)として提出したものである。原告は、「訴状」でこのデータのうち、各袋について、最大値での最大値(4.2 μ Sv/h)、最小値での最小値(0.17 μ Sv/h)、そして平均値での最小値(0.70 μ Sv/h)を主張したが、判決は、各袋の平均値での、最大値(3.00 μ Sv/h)、最小値(0.26 μ Sv/h)、平均値(0.85 μ Sv/h)を認定している。

第2に、第1残土がある保管場の地表1メートルの測定値(1999年9月29日測定)は、被告準備書面(2003年7月9日)添付の別表4で示された数値で、判決はこれを参照している。最大値は0.35 μ Sv/h、最小値は0.12 μ Sv/h、そして平均値は0.21 μ Sv/hである。

第3に、方面捨石堆積場内の平成14年度の年平均ラドン濃度は、被告が「ラドン濃度の積分測定器による測定結果」として被告準備書面(2003年7月9日)添付の別表5と別表6で示した数値である。判決は、堆積場内の平均ラドン濃度は、おおむね約40から80Bq/m³だが、下1号坑前では670Bq/m³であり、他にも235Bq/m³の地点もあったとした。ただし平衡等価ラドン濃度は約10Bq/m³と認定した。

以上の認定数値を、判決は、24時間、365日に換算し、第1残土表面の実効線量は、最大値26.28mSv/y、最小値2.28mSv/y、平均値7.45mSv/yになるとし、また方面捨石保管場の地表1メートルの実効線

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
量は、最大値 3.06 mSv/y、最小値 1.05 mSv/y、平均値 1.84 mSv/y になるとした。そしてこれら数値はいずれも（最小値でも）、一般公衆に対する線量限度を上回っていると認定した。

第2 残土についても、第1 残土と同様に、原告訴状と被告準備書面（2003 年 7 月 9 日）を参照して、一定の場所に置かれている第2 残土については、地表もしくは地上 1 メートルの実効線量を、24 時間、365 日の 1 年換算の数値では、いずれも「平均値及び最大値」が、一般公衆に対する線量限度を上回っていると認定し、第1 残土と同様に第1 土地の利用を妨害している可能性を否定できないとした。判決は汚染の具体的数値と引証を示していないが、参照したのは、被告準備書面添付の別表 2（地面）と別表 3（地表 1 メートル）の測定値（1994 年 4 月 25 日、同年 5 月 9 日と 19 日）と考えられる。これらの別表では、地面の最大値は $1.8 \mu\text{Sv/h}$ 、平均値は $0.2 \mu\text{Sv/h}$ 、地表 1 メートルの最大値は $0.6 \mu\text{Sv/h}$ 、平均値は $0.2 \mu\text{Sv/h}$ と記されている。

土地利用の妨害における放射能汚染に関する判決の判断は、一般公衆の線量限度を基準とし、原告が主張した年間換算の方法（24 時間×365 日）を使用し、被告の測定データを使ったものとなっている。判決は、土地所有者の土地利用において土地利用妨害となる放射能汚染のレベルと、放射線管理のために管理区域（周辺監視区域）に該当するか否かを判断する放射能汚染のレベルとは、別の問題であるとしたと言える。その上で、私有地における放射能汚染の原因物がどのような状態であるのかによって（第2 残土については附合で）、原因物の所有者が決まるとしたのである（前記 2 (2) 3 ③イ およびエ）を参照）。

一方、精神的損害の原因としての放射能汚染に関しては、判決は、ラジウムによる方面区居住地での汚染事実を認定せず、また測定されたラドン濃度レベルを前提として方面区の梨畑や居住地区の平衡等価ラドン濃度は一般人の線量限度を下回っているから、ラジウムとラドンが生活環境と健

康等に影響を及ぼしていると認めるに足りる証拠がないとした（前記2(2)6)③参照）。判決の引証からは、ラジウムとラドンの汚染についての判断では、被告意見書（乙50）を評価していると考えられる（判決の「第4 当裁判所の判断」の「7」の「(1)」の「ア」と「イ」を参照）。

(3) 審理過程と審理内容が示す裁判の課題

本稿では、判決内容の検討から、判決が示した論点と検討課題について、前記2(3)で指摘した。ここでは、審理過程と審理内容から、本件の裁判としての特徴を指摘して、そこでの検討課題を示しておく。

第1に、土地の位置が争点化することで、土地境界を確定する裁判という意味を持ったことである。そこで審理対象となったのは、当事者双方が提出した土地図面に関して、図面の作成手法と土地境界の境界標であり、これらについての信頼性に関する主張と立証が、裁判での審理対象の中心を占めている。ところで判決は、土地の区画（筆界）を示す図面としての公図の信用性を否定し、被告が主張した関係者の立会での道路境界確定の合意を評価して、被告図面を土地位置判断の根拠とした。

本件は土地境界確定訴訟ではないから、原告と被告の立証内容から土地位置の判断をしたことに問題はないかもしれない。ただし被告が証拠とした現地立会協議は過去（1991年）に行われたものであるから、本件審理で、現地で関係地権者による境界確認を行う現場検証はできなかったのであろうか。土地の境界確定と関係図面の正確さについては、日本では長期間にわたり解決課題であり続けている⁴⁷⁾。土地制度の根本である境界確定の困難という現実を前提としたときには、本件訴訟の審理で、すべての関係地権者立会での境界確定作業を行うことは無理だったとしても、何らかの現場検証を行い、フレコンバッグの存在している土地位置の確認のために、双方の主張内容について現場での確認・検証作業を行うことはできなかったのであろうか。原告は、検証申立書（2002年10月16日）を提出

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
しているが、実施されなかったようである。

第2に、ウラン鉱山の採鉱活動で掘り出されて地上に置かれた物質による環境汚染に対する、汚染差止の裁判だったことである。本件訴訟は、ウラン残土(第1残土と第2残土)として特定された物質の土地からの撤去を求めた訴訟だが、汚染原因となる物質を採鉱によって産出し、その物質による汚染が継続していることに対して、原因者の汚染行為の差止めを求めた裁判と言える。ところで環境汚染の差止訴訟では、汚染事実と汚染被害への評価が重要なポイントとなる。

判決は、被告が提出した汚染データについて、それが被害者の権利侵害(土地利用の妨害)原因となるかどうかについて、被害(被侵害利益の事実)評価に際して土地利用は多様であること(所有者の立入、植物の栽培、動物の飼育など)を前提として、土地所有権者への権利侵害(土地利用の妨害)の原因となる汚染事実に関する評価(1時間当たりの放射線量の24時間×365日の年間換算で汚染認定)を行っている。そしてこの数値を放射線防護のための一般公衆の線量限度という公法基準と比較した上で、権利侵害となる汚染と評価して妨害排除を認めている。被侵害権利・利益の特質を前提としての判断は、環境汚染訴訟では重要であるが、判決ではそれが一貫したものとなっているのか。次の判決内容からは疑問が残る。

第3に、環境汚染による人格権侵害(精神的被害)に対する損害賠償の裁判である。原告は、精神的損害の賠償請求では、「健康被害の恐怖に長年の間さらされ続けた」ことで甚大な精神的被害を受けたと主張した。判決は、ウラン残土による汚染が居住地区まで広がって生活環境と健康への影響を及ぼしていることについては、立証がなされていないと評価して、精神的損害に対する損害賠償を認めなかった。

ところで原告「再々意見書(2003年12月10日)」は、汚染が拡散していないと被告が主張するのであれば、被告がその十分な根拠を示すべきと主張していた(前記(2)3)③参照)。また原告「再々々意見書(2004

年2月18日)」では、ウラン採鉱以前でなければ放射線量のバックグラウンド濃度の自然状態の濃度が測定できないことを主張していた。本件原因物質が長期間（訴訟提起まで約40年、そして被告が管理行為を始めたときと主張する時期まで約30年）置かれていたという事実を前提としたときに、汚染が継続していた時間への評価と、その時間を前提としての汚染原因者の立証責任のあり方について考える必要がある。また長期間の汚染にさらされた可能性があるのだから、精神的損害の判断には、継続的侵害として時間的要素が考慮されるべきである。

第4に、汚染原因物質が附合により土地所有権者の所有物となったときに、汚染問題の責任は誰が負い、そして汚染責任に関する訴訟の相手方は誰になるのか、という問題の検討が、本件裁判の判決からは必要になる。判決は、附合により汚染原因物質のウラン残土（第2残土）は土地所有者の所有になったと判断し、第2残土の放射能汚染による土地利用妨害の可能性は認められたけれども、汚染物質除去の請求相手は被告ではなく土地所有者であるとした。

本件訴訟では、置かれている土地へのウラン残土の附合の主張は、審理がかなり進んでから出されており、また放射能汚染に関する原告と被告の主張立証が進められている中で、汚染責任を問われている被告が出したのである。汚染原因物質は、被告の採掘行為がなければ地表には存在しなかったものであり、周囲への汚染が発生しなかったと考えられるのであるから、汚染問題での責任は誰が負うべきかについて汚染行為者と土地所有者との関係について十分な検討を行った上での附合判断が必要になる。これがなされないとすれば、附合により汚染物質が土地所有者の所有になったと判断された場合には、裁判当事者でない土地所有者も環境汚染の責任を負うことになってしまう一方で、汚染行為者の責任を免除することになり、環境汚染の防止を目指す社会にとって深刻な問題となる。また附合がいつ成立したのかという附合の成立時点によって、汚染責任を負う主体が

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
変わることを考えると、汚染行為者と土地所有者の関係については、裁判では慎重な判断が必要になる。

ところで、本件訴訟の控訴審判決（広島高裁松江支部平成18年7月19日判決）は、附合について以下のように判断している⁴⁸⁾。本件第2残土が「当該土地付近以外の土地から持ち込まれたのであれば、本件第2残土の有害性の程度や存置されている土地との結合の程度によっては、当該土地と一体となっていないと評価する余地はある。しかし、本件第2残土は、当該土地付近の地中に存したものであり、また、上記認定のとおり、本件第2残土の上には草木が生い茂っている状況にあることを総合考慮すると、本件第2残土は、存置されている土地から独立性を有しておらず、当該土地に附合したと認めるのが相当である。」とする。控訴審判決の判断枠組みは、土地と、物質が存在した地中との、位置関係を基準にするが、「当該土地付近」としているのが、曖昧さが残る。また有害性の程度という基準も示されているが、前提として「当該土地付近以外の土地」から持ち込まれるという条件が置かれており、汚染行為者と土地所有者の関係については、十分な検討が行われていないと言える。

最後、第5に、「榎本訴訟」は、長期間放置されていたウラン残土の撤去を求めるものであり、撤去請求は放射能による汚染問題の解決のために行われた裁判である。汚染除去の対象は、ウラン残土が置かれている空間の中にある原告の土地だけではなく、原告の土地の周囲の土地も含まれている。撤去請求が認められて汚染が止まれば、汚染防止の効果は、ウラン残土堆積場の外の空間にも及ぶ。ウラン残土による汚染は、土地所有者の土地利用を妨害して財産権を侵害し、また人の生命・健康・精神という心身への被害を与え、人格権を侵害している。裁判では、原告に対する以上の権利侵害だけを問題にするのではなく、上記のような汚染改善の効果を評価することが必要である。裁判で被告は、撤去による公共への悪影響の広がりを理由の一つとして、原告の権利濫用を主張した。判決はこの主張

を採用せず、一方、本件土地の前所有者の意向を権利濫用判断で評価して、原告の権利行使に関する評価を行った。これに加え、土地の所有者に関する事情と共に、上記に述べた汚染改善の効果の広がり进行评估することが、裁判で原告の権利行使に関する争点事項での判断では、必須であると考えられる。

4 おわりに

「榎本訴訟」は、ある空間域の環境を侵害している行為に対して、その行為の差止めを求めた裁判であった。原告が生きている空間域は、居住する家屋とそれが建つ土地だけではない。裁判で原告は、土地取得の目的としての土地利用について、山小屋を建て、山仕事や狩猟の拠点にすることを挙げた。この利用目的は、ウラン残土の撤去によって方面地区の山林全体の安全が確保されたとき、という前提条件を置いている（前記3(2)②③ア参照）。そしてこの利用目的を裏付ける事実として、原告がイノシシ害の駆除で鳥取県に貢献してきた経験を挙げている。

イノシシは、本件訴訟の第1土地、第2土地の中にだけいる、ということとは考えられない。山林から原告の居住地までのイノシシの移動空間は、イノシシと対峙する原告に関わる生活空間となる。原告が林地を利用するときには、そこに人工的構築物（コンクリート構築物など）がない限り、他者の土地空間と関わりを持つことになる。現地を見れば分るが、本件土地が存在する山は、ウラン鉱山と呼ぶよりも、集落とつながる里山と呼ぶべき山である。方面地区の山林全体、そして方面地区の広範な土地は、動物、植物などの生物と原告に関わる以上、すべて原告が生きている空間域となるのである。「方面地区の山林全体の安全」を実現するために、汚染行為の継続差止めを求めた本件訴訟は、審理過程では環境権侵害という論点は出されていないが、自己の生存環境を守るための環境権訴訟だったと

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)
評価できるであろう。

本件訴訟では、原告の請求内容から、フレコンバッグが存在する土地位置が争点となったことは、当然だったと言える。問題は、法律で設立された公的性格を持つ法人が、フレコンバッグを置くために、土地の賃貸借契約（1990年）を締結するときに土地位置の確定作業をしていなかったと考えられる点にある。双方の主張立証の中で、原告が土地に関する関係図面を求めた際に、「既借地部分」に関する図面提出は本件訴訟とは関係ないとして、地積算定の仕方についての釈明だけを行っている（前記3（2）1）①ア）参照）。このことから、借地契約を結ぶ際に、借地対象の土地の境界確定をせずに、面積の確定作業だけをしていたことが推定される。被告準備書面（2002年8月9日）では、境界確定協議書を作成する際に、平成2年（1990年）における「当時の動燃と地権者との間の借地契約に関連して、民有地境界についても確定を行うべく作業を開始したが、方面区住民の間でも自己の所有する土地境界が不明確であり、民有地境界についての確定が出来なかった経緯がある。」と書いてある。放射能汚染の危険性を前提として、被告は管理行為に入ったにも関わらず、放射能レベルの高い残土を置く場所の土地境界を明確にせず、誰の土地であるのか不明のままに、危険性のある物を他人の土地に置いたと考えられるのである。

公的性格を持った法人が、不動産登記制度の問題として公図の信頼性がないことを裁判で主張している以上、公図に信頼性がないことを知っていたことは間違いがない。その上で、他人の土地を使用するときに、土地の位置関係が不明のまま土地を借りることは、法治社会で活動する法人として問題があると考えられる。筆界確定が、裁判での重要な争点であり、しかも被告が賃借できない土地が堆積場の4分の1の面積を占めているときに、筆界確定は必須の作業である。土地の占拠が争点となっている訴訟では、土地位置の確定は、占拠行為の確定の前提条件である以上、3（3）でも記したが、現場での境界に関する検証は不可欠であり、それがなされないと

すれば、日本の土地所有制度の根本が揺らぐことになる。このことを「榎本訴訟」は示しており、裁判での審理のあり方が検討されなければならない。

本件裁判で汚染原因とされたフレコンバッグに詰められたウラン残土は、「自治会訴訟」裁判で撤去が確定し、撤去された。その撤去先がアメリカのウラン採掘地の一角にある先住民の土地だったことから、土井淑平氏は、著書で「痛恨の鉱害輸出」と記しているが、そこではアメリカへの輸出は「鉱石」という価値物だったことが指摘されている⁴⁹⁾。

ところで、本件裁判でフレコンバッグ詰めウラン鉱石残土について、被告は以下のように主張した（前記3(2)2)①ア)参照)。同残土は、「被告が、取引上独立性を保持するため、その権限に基づき、フレコンバッグ詰めとし、その所有権を留保したというものではないことは」、被告が方面区との間で締結した1993年8月12日付「ウラン残土撤去にかかわる確認書」に基づいてフレコンバッグ詰めした経緯から明らかである⁵⁰⁾。汚染責任を負う主体の裁判での主張だが、判決は、争点5の権利濫用の判断のところで「それ自体何ら有用性のない廃棄物にすぎない」と評価している(2(2)5)③ア)参照)。

本稿「1」で、放射能汚染問題での「リスクの「盪回し」」を防ぐ法制度構築が必要とする研究者の指摘を紹介した。汚染原因者が新たな汚染問題を引き起こさないように、汚染問題解決の責任を果たさせる立法政策が必須であることを、汚染のない環境を求めた「榎本訴訟」は示している。

〈了〉

〈訂正〉

26号81ページ下から4行目、3行目、2行目の「土地地位地」を「土地位置」に訂正する。

〈謝辞〉

本稿執筆にあたり、妻波俊一郎弁護士と水野彰子弁護士のお二人に、裁判関係資料をご提供いただきましたこと、そして本件裁判に関するヒアリングにご協力いただきましたことに、心より御礼申し上げます。

註

28) 鳥取地方裁判所における訴訟進行については、口頭弁論と訴訟進行協議などについて、原告を支援する「ウラン残土市民会議」のホームページの中の「榎本訴訟詳細」（以下のURL。2014年10月12日閲覧）に、概要と、法廷でのやり取りへの評価が掲載されている。

http://uranzando.jpn.org/uranzando/e_sosho/enomoto.htm

29) 鳥取地裁判決では、この弁護士費用の請求を慰謝料請求と合わせて「慰謝料等請求」とまとめている。判決の「第2 事案の概要」の「2 原告の請求（訴訟物）」の「(3)」。

30) 堆積量の「約3000」について、被告は答弁書で、「推計3000」であるとする。答弁書「本件訴訟に至る経緯に対する認否」の「第4」の「2」を参照。

31) 被告提出の書面は、年について「平成」表記となっているが、本稿では西暦年にして記述する。

32) これは、原告が訴状で「核原料物質の採鉱、採鉱、選鉱に伴って発生した、ウラン残土のうち、ウラン鉱帯部分を含む放射能を帯びた同目録記載のウラン残土」を「野ざらしのまま放置している」と主張したのに対して、「選鉱」は行っていないとしたものである。「選鉱」していないことは、次の精神的損害のところ（答弁書「請求の原因に対する認否」の「第5」の「2」）でも主張している。

33) 協定のこの文言は、本稿「1」で触れた「自治会訴訟」で重要な争点となったものであり、1審の鳥取地裁平成14年6月25日判決、そして2審の広島高裁松江支部平成16年2月27日判決はいずれも、この文言を「停

止条件」(被告・控訴人の核燃料サイクル開発機構の主張)ではなく、「不確定期限」であると解している。

- 34) 被告、核燃料サイクル開発機構は、鳥取地裁の判決の後、プレス公表した「ウラン残土撤去・土地明渡等請求事件の判決について(お知らせ)」(平成 16 年 9 月 7 日)で、添付資料として「ウラン残土撤去・土地明渡等請求事件の経過について」を示し、そこで審理での主要争点は、原告所有土地上にフレコンバッグがあるか否かとなり、これについて主張・立証したとしている。ただし、ウラン残土の所有権の帰属や、敗訴部分の土地利用妨害については触れられていない。上記の添付資料は、以下の核燃料サイクル開発機構のホームページを参照。2014 年 10 月 3 日閲覧、確認。

<http://www.jaea.go.jp/jnc/news/press/PE2004/PE04092101/be.html>

一方、被告が控訴した平成 16 年 9 月 21 日にプレス公表した「ウラン残土撤去・土地明渡等請求事件鳥取地裁判決に対する控訴について(お知らせ)」で添付した、「ウラン残土撤去・土地明渡等請求事件の経過について」では、地裁判決の概要を紹介し、上記文書では取り上げていなかった内容も紹介している。なお、フレコンバッグによる土地利用妨害を「判決理由の概要」として記述しているが、放射能の影響による利用妨害であることは明記されていない。この添付資料は、以下の核燃料サイクル開発機構のホームページを参照。2014 年 10 月 3 日閲覧、確認。

<http://www.jaea.go.jp/jnc/news/press/PE2004/PE04092101/be.html>

- 35) 「自治会訴訟」第 1 審の鳥取地裁判決(平成 14 年 6 月 25 日)(『判例時報』1798 号、128 ページ)では、附合による所有は争点とされていない。第 2 審の広島高裁松江支部判決(平成 16 年 2 月 27 日)(裁判所 HP の「裁判例情報」の「下級裁判例」掲載判決を参照)では、被告・控訴人が主張の中で、「附合により土地所有者に帰属すると解せられ」とした旨が記されているが(「第 2 事案の概要」の「3 争点に関する当事者の主張」の「(2) 争点(2)について」の「(控訴人)ア」を参照。)、判決は直接これについての判断はしていない。「自治会訴訟」の裁判では、重要な争点事項とはなっていないと考えられる。なお同事件の上告審判決(控訴審判決も視野に入れた)に関する評釈である、荏原明則「判例解説 ウラン残土撤去訴訟」(『法令解説資料総覧』279 号、136～139 ページ)でも、附合のことについて

ては取り上げられていない。

- 36) 注 28) で紹介した「ウラン残土市民会議」のホームページで、「2002年11月01日」「訴訟進行協議」を参照(以下の URL。2014年10月12日閲覧)

http://uranzando.jpn.org/uranzando/e_sosho/9_1main.htm

- 37) これは、篠塚昭次・宮代洋一・佐伯剛『境界の法律紛争』(有斐閣、1983年)である。証拠とされたのは、同書16ページ以下の「2 境界木の種類」の項である。なお、そこでは、各地方の境界木の種類が示されており、「しで、あすなる」も挙げられているが、地域は、中国地方という区分に留まっていて、個別の県、市町村などは、示されていない。
- 38) 原告準備書面(2001年10月29日)では、夫婦松は、男松と女松がひと株となった、珍しい形態の松の大木であり、この珍しい形状に伴う神秘性からか、その株元には、古くから石の祠が祀られていた、とされる。夫婦松は、松くい虫による被害で枯死してしまったが、その倒木は半ば朽ち掛けたまま、今もなお同一の場所に所在しているとされる。
- 39) 以上の尋問内容は、「本人調書」(期日 平成16年4月27日 午後1時35分)を参照した。
- 40) 原告は、フレコンバッグ詰めウラン鉱石残土は、昭和33年の借地契約が終了した後、第1土地の土地所有者に土地が返還されたときに、その土地の上に存在しなかったことは明らかであるから、借地契約の「原状回復しない」という条項に基づいて所有権が土地所有者のものになったという主張は、前提事実を欠いた、成り立ちえないことは明らかであるという主張もしている。
- 41) 乙51は、被告が契約条項について取り上げた、昭和33年8月18日の借地契約書である。甲56は、写真と図面であり、昭和49年当時の航空写真に、原告主張の原告所有地を示す図面を重ねると、原告主張の位置に土地があることが証明できるという立証趣旨で提出されたものである。判決の第1残土のところ、甲56の写真が引証されている。このことから、第2残土のところでも写真が現地の状況(草木が生い茂っていることなど)を示すものとして引証されたと考えられる。
- 42) 我妻栄『新訂民法総則』35ページ、石田喜久夫(編)『民法総則』18

ページ、そして『新版注釈民法(1)』126ページ、が参考文献として示されている。

- 43) 準備書面で示された和解案の残土処理に関する内容は、以下のようになる。フレコンバッグ袋詰め290m³は、岡山県及び上斎原村の了解を前提に、人形峠で実証試験を行う。残りの2710m³のウラン残土は、方面現地で地中埋設を行う。フレコンバッグ袋詰め残土を、現地から撤去し、残りは現地で保管管理するというものである。
- 44) 参考文献は、四宮和夫『民法総則第四版』31ページ、と石田喜久夫(編)『民法総則』、と記されている。
- 45) 土井淑平・小出裕章『人形峠ウラン鉱害裁判』(批評社、2001年1月10日)96ページ(土井淑平執筆)は、土地使用契約について以下のように記している。ウラン残土堆積場は約3万3000平方メートルの土地にまたがり、地権者は10人の個人と東郷町財産区である。個人の地権者のうち地元の7人は、1996年12月27日以降、土地使用契約の更新を拒否して現在に至っているが、方面地区外に在住する3人は契約を更新している。東郷町財産区は、実際の使用権を持つ方面地区住民の了解なく、管理者の町長が動力炉・核燃料開発事業団と契約を更新した。

なお原告は、本件土地(第1土地)を1998年2月25日付売買契約で、前所有者から取得し、1999年8月30日に所有権移転登記が行われている。原告は、同年12月6日、そして2000年7月13日、同年8月23日の3回、被告に対してフレコンバッグの撤去とウラン残土の撤去を求める「通告書」を送っている。以上は「訴状」を参照。

- 46) この論文は、馬淵清彦「2. 疫学に基づくリスク評価の立場から」(日本保健物理学会『保健物理』32(1)、5~8ページ、1997年)である。
- 47) 不動産登記制度の解決課題については、かなり前に、日本土地法学会がシンポジウムを行い、多様な問題についての報告と議論で明らかにしている。日本土地法学会『不動産登記制度・建築確認制度』(土地問題双書12)有斐閣、1979年、2~106ページ参照。境界標の取り扱いの難しさについては、93ページの「清水」発言を参照されたい。

2005年には、不動産登記法が改正され、「筆界特定制度」が創設されているが、境界特定の困難さと課題は、現在でも続いている。これについては、

ウラン残土放射能汚染による土地利用妨害排除の裁判 —「榎本訴訟」第1審について—(その2)

『ジュリスト』No.1372 (2009年2月15日号)の「特集1 筆界特定制度の現状と筆界確定訴訟」を参照されたい。

48) この判決書は、第1審原告の弁護士が保管しているものを参照した。

49) 前掲注7)、小出裕章・土井淑平『原発のないふるさとを』(批評社、2012年2月25日)。同書159ページ以下(土井淑平執筆)参照。

50) これは、被告準備書面(2004年3月31日)での主張である。同準備書面は、被告が最後に提出した準備書面(同年4月27日)の一つ前のものである。

〈付記〉

本稿は、以下の研究助成を受けた研究の成果の一部である。

2014年度科学研究費助成事業基盤研究(C) 課題番号25516010。

三井物産環境基金2012年度研究助成(藤川賢代表)の2013年度・2014年度助成。